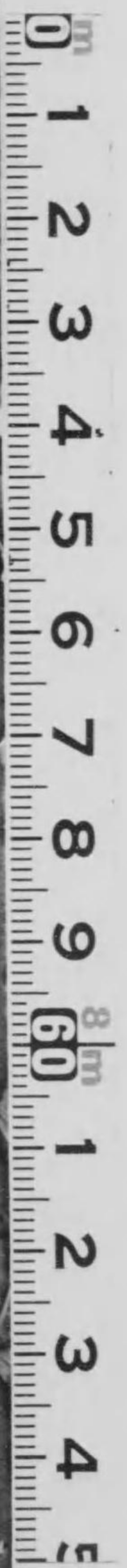


283
14

弘前高等學校一覽

自大正十三年四月
至大正十四年三月



始



弘前高等學校一覽

(自大正十三年四月
至大正十四年三月)

目次

○沿革略	一頁
○學年曆	一頁
○學則	一頁
第一章 總則	一頁
第二章 學科課程程度	一頁
第三章 學年、學期式日及休業日	一頁
第四章 入學、在學、休學、退學及懲戒	一頁
第五章 成績考查修了及卒業	一頁
第六章 授業料	一頁

大正十四年九月十七日
寄贈

校寄贈本

第七章 服制	一七
第八章 寄宿寮規程	一七
第九章 生徒心得	一八
○細則	二〇
一、生徒心得細則	二〇
二、生徒服制細則	二七
三、學科課程表	三〇
四、成績考查細則	三三
五、授業料及寄宿料細則	三七
六、學級主任規程	三八
七、學科主任規程	三八
八、校務分掌規程	三九
九、會議規程	四六

一〇、教官服務細則	四七
一一、事務員服務細則	四八
一二、文書處理及保存規程	五一
一三、物品會計規程施行細則	五七
一四、圖書取扱規程	五九
一五、非常警備ニ關スル規程	六八
一六、當直規程	七〇
○職員	七五
○生徒及卒業生	八五
一、生徒氏名	八五
二、生徒、入學志願者、入學者及卒業者學科別表	一〇一
三、生徒本籍別表	一〇一
四、入學志願者入學者學歷調	一〇六

五、生徒、入學者並卒業者年齢調……………一〇七

六、大正十三年度卒業者狀況調……………一〇七

七、卒業者氏名……………一一〇

○敷地及建物

一、敷地……………一一五

二、建物……………一二五

○關係法令

一、高等學校令……………一二九

二、高等學校規程……………一三三

三、文部省直轄諸學校官制(抄)……………一四五

四、文部省直轄諸學校職員定員令(抄)……………一四八

五、文部省直轄學校長職務規程……………一四九

六、高等學校教員規程……………一五〇

七、文部省直轄學校雇外國人ニ關スル規程……………一五七

八、高等學校高等科入學資格試驗規程……………一五七

九、專門學校入學者檢定規程……………一五八

一〇、官立高等學校高等科入學者選拔試驗規程……………一六〇

一一、文部省直轄諸學校生徒ノ學校長ノ許可ナクシテ受ケタル他ノ直轄諸學校入學試驗無効ニ關スル規程……………一六三

一二、文部省直轄諸學校外國人特別入學規程(抄)……………一六三

一三、臺灣人、朝鮮人、文部省直轄諸學校入學ハ外國人特別入學規程準用……………一六五

一四、學生、生徒、兒童身體檢查規程(抄)……………一六五

一五、發育概評決定標準(抄)……………一七一

一六、行幸啓ノ節學生、生徒敬禮方……………一七三

一七、高等學校高等科學力檢定規程……………一七四

○附 錄..... 一六

弘前高等學校校友會規則..... 一七

○沿革 略

○大正八年政府ニ於テ高等教育機關擴張ノ計畫アルヤ青森縣ハ創設費三十萬圓及敷地二萬坪ヲ寄附シ以テ當地ニ高等學校ヲ設置セラレシコトヲ請願ス政府之レヲ納シ茲ニ本校ノ設立ヲ見ルニ至レリ其ノ設置以來ノ沿革大要左ノ如シ

○大正九年十月廿九日公立中學校長兼公立中學校教諭秋田實鹿兒島縣立第一鹿兒島中學校長兼教諭在職中本校創立委員ヲ囑託セラル○十一月廿六日勅令第五百五十一號ヲ以テ本校ヲ創設シ同年十二月一日ヨリ施行ノ旨布告セララル○十一月廿六日勅令第五百五十二號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ校長一人教授九人書記四人トシテ同年十二月一日ヨリ施行ノ旨布告セララル○十二月一日文部省告示第四百三十七號ヲ以テ本校事務所ヲ文部省内ニ設置ノ旨告示セララル○十二月七日秋田實本校長ニ任

283-44

セラレ同日本校創立委員囑託ヲ解カル

○大正十年一月十五日事務所ヲ弘前市公會堂内ノ假校舍ニ移ス○三月卅日入學者選拔試驗合格者文科百二十人理科八十人ノ氏名ヲ發表ス○三月三十日勅令第五十號ヲ以テ本校職員定員ヲ改メ教授十六人トナシ同年四月一日ヨリ施行ノ旨布告セララル○三月三十日本校學則ヲ制定ス○四月十一日生徒入學式ヲ舉行ス○四月十六日開校式ヲ舉行ス當日文部大臣代理専門學務局長松浦鎮次郎臨場ス○五月廿日物品會計規程施行細則ヲ制定ス○八月廿八日本校本館ノ新築成リ弘前市富田町新築校舍ニ移轉ス○十月六日文部省告示第四百六十四號ヲ以テ本校ノ事務所ヲ弘前市富田町へ移轉ノ旨告示セララル○十二月九日文部省發建二百七十二號ヲ以テ教室及事務室外三廉新營工事並ニ物置外三廉新營工事竣工ニ付本校へ引渡サル

○大正十一年三月二日本校學則ヲ改正ス○四月四日入學者選拔試驗合

格者文科百十三人理科七十一人ノ氏名ヲ發表ス○四月十日日本校寄宿寮ヲ開ク○四月十一日生徒入學式ヲ舉行ス○四月十五日勅令第二百四號ヲ以テ本校職員定員ヲ改メ教授廿四人助教二人書記五人トシ即日施行ノ旨布告セララル○六月廿七日文部省弘高會十二號ヲ以テ本校官舎用地購入ノ件許可セララル○九月十六日文部省發建二百三十九號ヲ以テ寄宿舎其ノ他新營工事竣工ニ付本校へ引渡サル○十月十日文部省發建二百五十七號ヲ以テ化學教室外六廉新營工事竣工ニ付本校へ引渡サル○十月三十日學制頒布五十週年式ヲ舉行ス○十一月十三日文部省發建二百八十五號ヲ以テ圖書閱覽室外二廉新營工事竣工ニ付本校へ引渡サル○大正十二年一月廿七日文部省青會八號ヲ以テ本校用地二萬百七十四坪ヲ引渡サル○二月八日文部省訓令第二號ヲ以テ高等學校高等科文科數學哲學概說教授要目ヲ定メラル○三月十二日教育ニ關スル勅語謄本ヲ下附セラル○四月五日入學者選拔試驗合格者文科百七人理科七十二

人ノ氏名ヲ發表ス○四月九日勅令第六十一號ヲ以テ本校職員定員ヲ
 改メ教授三十人助教授五人書記六人トシ即日施行ノ旨布告セララル○十
 二月二十日 天皇皇后兩陛下御眞影 皇太子殿下御影ヲ拜戴ス
 ○大正十三年一月十八日落成式ヲ舉行ス當日文部大臣代理督學官山内
 雄太郎臨場ス○一月二十六日 皇太子殿下御結婚拜賀式ヲ舉行ス○三
 月十三日第一回卒業生文科九十四名理科四十二名計百三十六名ニ卒業
 證書ヲ授與ス○三月二十九日入學者選抜試驗合格者文科百九名理科七
 十一名ノ氏名ヲ發表ス

○學 年 曆

第一學期(自四月一日至八月三十一日)
 四月十日 (木) 春季休業終
 四月十一日 (金) 第一學期授業始
 四月十六日 (創立記念日) (水) 休業
 七月十四日 (月) 第一學期授業終
 七月十六日 (水) 夏季休業始
 八月卅一日 (日) 夏季休業終
 第二學期(自九月一日至十二月三十一日)
 九月一日 (月) 第二學期授業始
 秋 分 日 (秋季皇靈祭) 休業
 十月十七日 (神嘗祭) 休業

十月三十一日	(天長節祝日)	休業
十一月廿三日	(新嘗祭)	休業
十二月二十日	(土)	第二學期授業終
十二月廿一日	(日)	冬季休業始
第三學期	(自一月十一日 至三月廿一日)	
一月七日	(水)	冬季休業終
一月八日	(木)	第三學期授業始
二月十一日	(紀元節)	休業
三月十五日	(日)	第三學期授業終
三月十六日	(月)	春季休業始

○弘前高等學校學則

第一章 總則

第一條 本校ハ高等學校令ノ規定スル所ニ從ヒ男子高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ充實ニカムルモノトス

第二條 本校ニハ高等科ヲ置キ之ヲ分テ文科及理科トス

第三條 本校ノ修業年限ハ三年トス

第二章 學科課程程度

第四條 本校ノ各科ノ學科目及教授時數ハ文部省令第八號高等學校規程第一章第二節ニ依ル

但シ外國語ハ英語及獨語トス

第三章 學年、學期、式日及休業日

第五條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第六條 學年ハ分テ三學期トス

第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三學期ハ翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第七條 紀元節、天長節、祝日及一月一日ニハ祝賀式ヲ行フ

第八條 年中休業日左ノ如シ

一、日曜日

一、大祭祝日

一、春季休業 三月十六日ヨリ四月十日ニ至ル

一、夏季休業 七月十六日ヨリ八月卅一日ニ至ル

一、冬季休業 十二月廿一日ヨリ一月七日ニ至ル

一、本校創立記念日 四月十六日

第四章 入學、在學、休學、退學及懲戒

第九條 入學ノ時期ハ每學年ノ始ヨリ三十日以内トス

第十條 第一學年ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ體

格検査ニ合格シタル者ニ限ル

一、中學校第四學年ヲ修了シタル者

二、高等學校尋常科ヲ修了シタル者

三、高等學校高等科入學資格試験ニ合格シタル者

四、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

五、文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シテ指定シタル者

六、文部大臣ニ於テ一般ノ專門學校ノ入學ニ關シテ中學校卒業者ト

同等以上ノ學力アリト指定シタルモノ

第十一條 入學志願者ハ本校ヨリ入學志願名票ノ交附ヲ受ケ之ニ所要ノ事項ヲ記入シ檢定料金五圓及最近撮影ニ係ル寫眞ヲ添へ指定ノ期

日迄ニ本校ニ差出スベシ

第十二條 入學志願者ノ數募集人員ニ超過シタルトキハ選抜試験ヲ行ヒ入學者ヲ定ム

選抜試験ノ程度方法ハ文部省令第十四號官立高等學校高等科入學者選抜試験規程ニ依ル

第十三條 入學許可ノ通知ヲ受ケタル者ハ戶籍謄本及入學資格證明書ニ入學料金參圓ヲ添ヘ指定ノ期日迄ニ本校ニ差出スベシ

正當事由ナクシテ指定ノ期日迄ニ前項ノ手續ヲ了セザル者ニ對シテハ入學ノ許可ヲ取消スコトアルベシ

第十四條 一旦納附シタル檢定料及入學料金ハ何等ノ事情アルモ返附セズ

第十五條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ在學中保證ノ責ニ任スベキ父兄ノ連署ヲ以テ本校所定ノ在學證書ヲ差出スベシ

但本條ニ該當スル父兄アラザルトキハ父兄ニ代リテ其ノ責ニ任スベキ者ヲ定ムベシ

(書式)

三錢收入
印紙消印

在學證書

私儀今般御校へ入學許可相成候ニ付テハ御校在學中ハ校則等堅ク相守ルハ勿論御校ノ學籍ヲ脱シ候後ト雖在學中ニ生シタル一切ノ義務ハ必履行可致仍テ證書如件

本籍 族籍戶主誰何男弟等

現住所

科類第 學年組生徒

大正 年 月 日

氏

名

生 年 月 日

前文何某儀今般御校へ入學許可相成候ニ付テハ御校在學中監督保護ノ責ニ任スルハ勿論御校ノ學籍ヲ脱シ候後ト雖在學中ニ生シタル一切ノ義務ハ必履行可爲致萬一違背致候節ハ拙者ニ於テ一切引受可申仍テ保證如件

本籍 族籍業務

現住所

本人トノ關係

大正 年 月 日

保證人 氏

名^印

生 年 月 日

弘前高等學校長何某殿

第十六條 保證人ノ住所、印鑑、氏名ニ變更ヲ生スルトキハ直ニ届出ツベシ

第十七條 保證人死亡スルカ又ハ其ノ義務ヲ盡ス能ハサルニ至リタル

トキハ第十五條ニ從ヒ直ニ他人ヲ以テ之ニ代フベシ

第十八條 生徒病氣又ハ事故ノ爲缺席又ハ缺課セントスルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ學校長ニ届出ツベシ

其ノ届出方及取扱方等ニ關シテハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 生徒ノ病氣又ハ事故ノ爲三箇月以上出席スルコト能ハサル

見込ノ者ハ(病氣ナルトキハ醫師診斷書ヲ添へ)保證人連署ノ上當該學年間休學ヲ願出ツルコトヲ得

第二十條 休學許可ヲ得タル者ハ次學年ノ始ヨリ原級ノ課程ヲ修メシム

第二十一條 休學ハ同一學年ニ於テ一回ニ限ルモノトス

第二十二條 陸軍又ハ海軍ノ現役ニ服シ若ハ召集ニ應スル者ハ其ノ服役又ハ召集ノ間休學トス

本條ニヨリ休學シタル者ハ服役滿期又ハ召集解除後直ニ原級ニ復セ

シム本條ニヨル休學ニハ第二十一條ヲ適用セズ

第二十三條 病氣又ハ己ムヲ得ザル事由ノ爲退學セントスルモノハ保

證人連署ノ上(病氣ナルトキハ醫師診斷書ヲ添へ)願出ヅベシ

第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ學籍ヲ除ク

但第三號第七號ハ第廿二條ノ休學者ニハ適用セズ

一、 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

一、 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

一、 引續一年以上缺席シタル者

一、 正當ノ事由ナクシテ引續一箇月以上缺席シタル者

一、 出席常ナラザル者

一、 授業料寄宿料ノ滯納三十日ニ及ブ者

一、 二學年ヲ超ユルモ同一學年ニ止マル者

第二十五條 校紀ヲ紊亂シ其ノ他生徒タルノ本分ニ背戾スルモノハ之

ヲ懲戒ス

第二十六條 懲戒ハ之ヲ分テ戒飭停學放校トス

第五章 成績考查修了及卒業

第二十七條 學業ノ成績ヲ分テ學期成績學年成績及卒業成績トス

學期成績ハ學期毎ニ各學科目ニ就キ試験及平素ノ課業ノ成績ヲ考查

シ且勤惰ヲ參酌シテ之ヲ定ム但學科目ノ種類ニ依テハ其ノ全部又ハ

一部ノ試験ヲ行ハザルコトアルベシ

第二十八條 學年成績ハ當該學年ニ於ケル各學期評點ノ和ヲ三除シテ之ヲ定ム

卒業成績ハ三學年間ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ム

第二十九條 試験成績考查ニ關シテハ別ニ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第六章 授業料

第三十條 授業料ハ一學年金五拾圓トス但シ大正十年度入學者ニ在テ

ハ金四拾圓トス

授業料ハ左ノ三期ニ分テ徴收ス其ノ分納金額左ノ如シ

大正十一年度以降入學者 大正十年度入學者

第一學期分 金二十圓 金十五圓

第二學期分 金二十圓 金十五圓

第三學期分 金十圓 金十圓

授業料徴收期日ハ別ニ之ヲ定ム

第三十一條 既納ノ授業料ハ何等ノ事情アルモ之ヲ返附セズ

第三十二條 學期開始後退學スル者ノ授業料ハ其ノ學期分ヲ徴收ス

但論旨ニヨリ退學ヲ願出ヅル者ハ此ノ限ニアラズ

第三十三條 授業料ハ缺席停學等ノ爲ニ免除スルコトナシ

但第廿二條ニ於ル休學者ニ限り次學期以降ノ分納額ヲ免除シ爾餘ノ

休學者ニ對シテハ次學期以降ノ分納額ヲ半減ス

第三十四條 一定ノ期日ニ授業料ヲ納付セザル者ニ對シテハ之ヲ納付

スル迄授業ヲ停止ス

第三十五條 第廿二條ニ依ル休學者休學ノ事故止ミテ學年ノ半途ヨリ

出席シタルトキハ當該學期ノ分納額ハ一ヶ月五圓(大正十年度入學者

ハ金四圓)ノ割合ヲ以テ其ノ月分ヨリ之ヲ徴收シ指定ノ期日ニ於テ一

時ニ納付セシム

但第一學期授業料ノ月割ニ關シテハ八月ヲ算入セズ

第七章 服制

第三十六條 生徒ハ所定ノ服装ヲナスベシ

新ニ入學シタル生徒ニ對シテハ入學後三十日間ハ前項ノ規定ヲ適用

セズ

第八章 寄宿寮規程

第三十七條 寄宿寮ハ生徒ヲ居住セシメ本校教育ト相俟テ之ガ訓育ヲ

ナス所トス

第三十八條 寄宿寮ハ一學年ヲ以テ一期トス開閉ノ時期ハ學年ト始終スルヲ以テ原則トス

第三十九條 新ニ入學シタル生徒ハ特別ノ事情アル者ノ外總テ寄宿寮ニ入ルベキモノトス

但寄宿スベキ者ノ數定員ニ超過スルトキハ外宿ヲ命ズルコトアルベシ

第四十條 寄宿寮生徒ニシテ疾病ニ罹リタルトキハ退寮又ハ外泊セシムルコトアルベシ

第四十一條 寄宿料ハ一箇月金壹圓トシ八月ヲ除キ指定ノ期日ニ之ヲ納メシム

第四十二條 既納ノ寄宿寮ハ何等ノ事情アルモ返付セス
第九章 生徒心得

第四十三條 本校生徒ハ常ニ左ノ綱領ニ遵ヒ自己ノ行動ヲ律スヘシ

綱領

一、常ニ教育勅語ノ精神ヲ奉戴シ他日國家有用ノ材トナリ以テ忠孝ノ大義ヲ發揮セムコトヲ期スヘシ

一、衷心欺カズ廉耻ヲ重シ禮節ヲ尙ヒ浮華虛飾ヲ去リ堅實重厚ノ風ヲ養フヘシ

一、身體ノ健全ヲ圖リ智德ノ涵養ニ努メ無益ノ事ニ時間ヲ費スヘカラス

一、社會共存ノ理法ヲ體シ大ニ公德ヲ養フヘシ

附則

本學則ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○細則

一、生徒心得細則

- 第一條 登校ノ際ハ制服制帽ヲ着用スベシ
但シ己ムヲ得スシテ和服ヲ着用スル場合ニハ豫メ其ノ旨生徒監ニ願
出テ許可證票ヲ受ケテ入場スベシ
- 第二條 外出ノ際ハ制服、制帽又ハ和服ニ袴ヲ着ケ制帽ヲ戴クベシ
- 第三條 帽章ハ本校生徒監ニ於テ之ヲ交附ス
- 第四條 六月十日ヨリ九月廿日迄ハ夏服其ノ他ノ時期ハ冬服ヲ着用ス
ベシ
- 但シ季節ノ寒暖ニ因リテ更衣ノ期日ヲ變更スルコトアルベシ
- 第五條 體操科授業ノ際ハ制服正帽ニ靴ヲ穿用スベシ

第六條 教官其ノ他尊長ニ對シ敬禮ヲナスハ勿論生徒間ニ在リテモ互
禮ヲナスベシ

第七條 校舎内ニ在リテハ所定ノ場所以外ニ於テ飲食喫烟スベカラズ

第八條 飲酒ハ未丁年者ニ在リテハ勿論既ニ丁年ニ達シタル者ト雖堅
ク慎ムベシ

第九條 生徒ハ其ル體面ヲ汚損スルノ虞アル料理店其ノ他ノ場所ニ出
入スベカラズ

第十條 集會ヲ催サムト欲スルトキハ時間、目的、人數、會費、場所、年學級、團
體名、代表者ヲ具シテ豫メ生徒監ニ届出ツベシ

第十一條 定期ノ集會、學術、運動等ノ會ヲ創設セムトスルトキハ生徒監
ニ願出ツベク之ヲ解散シタルトキ亦生徒監ニ届出ツベシ

第十二條 集會ノ節本校校舎ヲ使用セムトスルトキハ生徒監ニ願出テ
其ノ指揮ヲ受クベシ

- 第十三條 達示、告示等ハ三日ヲ經過スレハ之ヲ撤去スベキニヨリ常ニ
 揭示場ニ注意スベシ
- 第十四條 生徒揭示ヲナサムトスルトキハ豫メ生徒監ノ許可ヲ受ケ捺
 印ヲ求メ所定ノ場所ニ公示スベシ
- 但シ校友會ニ關スルモノハ豫メ部長ノ承認ヲ受クベシ
- 第十五條 登校ノ際ハ生徒昇降口ヨリ昇降シ備付ノ靴拭ニ依リ各自ノ
 靴ヲ丁寧ニ拂拭スベシ
- 但シ下駄穿キノ場合ハ之ヲ所定ノ箱ニ入レ置クベシ
- 第十六條 床上ニ於テハ靴、上草履以外ノ履物ヲ用フベカラズ
- 第十七條 本校ノ建物及器物ヲ毀損シ又ハ汚染スベカラズ誤テ之ヲナ
 シタル場合ト雖辨償セシムルコトアルベシ
- 第十八條 電話ヲ使用セムトスルトキハ會計課ノ許諾ヲ受クベシ
 電話ヲ市外ニ通セムトスルトキハ其ノ組氏名ヲ告ゲ通話料金を會計

課ニ供托スベシ

- 第十九條 本校生徒ハ學校長ノ許可ヲ受クルニアラサレハ他學校ノ入
 學試験ヲ受クルコトヲ得ス
- 第二十條 第二外國語ヲ履修シ得ザルモノハ入學後七日以内ニ其ノ旨
 届出ツベシ
- 第二十一條 第一學年ニ於ケル劍道、柔道ハ之レヲ體操副科トシ豫メ生徒
 ヲシテ其ノ一ヲ選ハシメ其ノ出席点ヲ體操科成績ノ一部ニ加フ
- 第二十二條 教室ノ席次ハ漫ニ移スベカラズ
- 第二十三條 受持教官授業時間ニ至ルモ出勤セザルトキハ教務課ニツキ
 其ノ指揮ヲ受クベシ
- 第二十四條 每學年始業後十日以内ニ本校規定ノ宿所届ヲ生徒監ニ提出
 スベシ又轉宿シタルトキハ轉宿ノ當日ヨリ三日以内ニ其ノ宿所ヲ届
 出ツベシ

第廿五條 本校ニ於テ不適當ト認メタル宿所ハ之ヲ變更セシムルコトアルベシ

第廿六條 生徒及其ノ保證人ニシテ戶籍上ノ變更ヲ生セシトキハ其ノ謄本ヲ添ヘ速ニ届出ツベシ

第廿七條 圖書ノ閱覽ニ關シテハ圖書課ニ照合スベシ

第廿八條 近火其ノ他異變ノ際ハ直ニ登校シ職員ノ指揮ヲ受クベシ

第廿九條 生徒ハ總テ本校校友會員タルベキ義務アルモノトス

第三十條 級長ハ一學級二名トシ當該學級生徒ヲシテ候補者ヲ互選セシメ其ノ中ニ就キ學校長之ヲ命ス

級長ノ任期ハ一ケ年トス

但シ第一學期間ニ限リ各科第一學年ニ在リテハ學校長之ヲ命ス

第卅一條 級長ハ當該學級ノ秩序ニ注意シ學校ノ命令ヲ傳達シ又必要アルトキハ同級生徒ノ意思ヲ代表シテ當局ニ具陳スルモノトス

第卅二條 級長二人ハ互ニ協同シテ其ノ本務ヲ遂行スベシ

第卅三條 病氣又ハ事故ノ爲ニ缺席或ハ缺課セントスルトキハ當日ヨ

リ三日以内ニ其ノ事由ヲ詳記シ學級主任ヲ經テ生徒監ニ提出スベシ

但シ病氣ノ爲試験ヲ缺クトキ若ハ七日以上缺席スルトキハ醫師ノ診

斷書ヲ添付スルヲ要ス缺課ノ際ハ當日ニ限リ口頭届出ヲ以テ届書ニ

代用スルコトヲ得

第卅四條 遲參セシトキハ當該時間受持教官ノ許可ヲ得テ入場シ當日

ヨリ三日以内ニ其ノ理由ヲ詳記シテ届出ツベシ

但シ遅刻廿分ヲ過クルモノハ當該時間ヲ缺課セルモノト見做ス

第卅五條 試験ノ際遅刻十分ニ及ブモノハ入場スルコトヲ得ス

第卅六條 左記ノ事由ニヨリ缺席スルトキハ忌引トシテ取扱フ

但シ其ノ死亡者ト自己トノ親族關係ヲ明記シテ届出ツベシ

一、父母ノ喪ニ丁リタルトキハ七日以内

二、祖父母兄弟姉妹ノ喪ニ丁リタルトキハ五日以内

三、其ノ他ノ服忌ヲ受クル場合ハ三日以内

第卅七條 徴兵検査及簡閲點呼ノ爲缺席スルトキハ往復ノ日數ヲ豫定シテ届出ツベシ

前項及前條ノ缺席ハ成績考査細則第十二條但書ニ於ケル出席率ニ影響セシメサルモノトス

（以下は非常に淡く印刷された文章が続き、内容はほとんど読み取れない）

二、生徒服制細則

服制ハ左ノ通り之ヲ定ム

(イ) 正帽

制式 丸形

品質 絨

色 黒

前章本校所定ノ徽章(鵬内ニ弘高ノ文字ヲ表シ眞鍮製金色)

横章 白線二條(幅各二分ニシテ間隔二分)

眼底 黒革

頤紐 黒革(釦ハ所定ノモノ)

(ロ) 冬服

制式 背廣形立襟

品質 絨又ハ小倉

色 濃紺又ハ黒

紐釦 本校所定ノ金色眞鍮製ノモノ

襟章 文科ハL、理科ハSヲ左襟ニ附ス

(ハ) 夏服

制式 冬服ニ同シ

品質 小倉

色 藍鼠霜降

鈕釦 冬服ニ同シ

襟章 冬服ニ同シ

(ニ) 略帽(夏季ノミ之ヲ用フ)

制式 藁麥、普通形(緑約三寸
高約三寸)

鉢卷 黒地(中約一寸七分ニ白線
二條ニシテ巾各二分)

前章 正帽ニ同シ

(ホ) 靴

制式 短靴又ハ編上ケ

品質 革又ハ「ズック」

色 黒

(ヘ) 脚絆

制式 卷脚絆

品質 綿布又ハ羅紗

色 濃紺又ハ黒

(ト) マント

品質 羅紗

色 黒又ハ紺

三、學科課程表

高等科文科學科課程表

學科	學年	第一學年		第二學年		第三學年	
		每週時數	科目	每週時數	科目	每週時數	科目
修 身	第一學年	一	實踐道德	一	國民道德	一	倫理學
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
	第二學年	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
	第三學年	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
國語及漢文	第一學年	六	講讀、作文、文法	五	講讀、作文、文法	五	講讀、作文、文法
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
	第二學年	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
	第三學年	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
英 語	第一學年	九	讀方、譯解、文法、作文	八	讀方、譯解、文法、作文	八	讀方、譯解、文法、作文
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
	第二學年	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
	第三學年	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
獨 語	第一學年	四	發音、綴字、讀方、譯解、書取、文法	四	讀方、譯解、作文、文法	四	讀方、譯解、文法
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
	第二學年	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
	第三學年	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
歷 史	第一學年	三	日本史	五	東洋史	四	西洋史
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
	第二學年	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
	第三學年	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
地 理	第一學年	二	世界各國ノ現狀			三	東洋西洋ノ哲學宗教等ノ大意
		同上	同上			同上	同上
	第二學年	同上	同上			同上	同上
		同上	同上			同上	同上
	第三學年	同上	同上			同上	同上
		同上	同上			同上	同上
		同上	同上			同上	同上
哲 學 概 說	第一學年						
	第二學年						
	第三學年						

高等科理科學科課程表

學科	學年	第一學年		第二學年		第三學年	
		每週時數	科目	每週時數	科目	每週時數	科目
計	第一學年	三三		三四		三三	
		同上		同上		同上	
	第二學年	同上		三四		三三	
		同上		同上		同上	
	第三學年	同上		同上		同上	
		同上		同上		同上	
		同上		同上		同上	
心理及論理	第一學年			二	論心理及	二	論心理及
				同上	同上	同上	同上
	第二學年			二	法 制	二	經 濟
				同上	同上	同上	同上
	第三學年			二	同上	二	同上
				同上	同上	同上	同上
				同上	同上	同上	同上
法 制 及 經 濟	第一學年						
	第二學年						
	第三學年						
數 學	第一學年	三	諸論大要				
		同上	同上				
	第二學年	同上	同上				
		同上	同上				
	第三學年	同上	同上				
		同上	同上				
		同上	同上				
自 然 科 學	第一學年	二	生物地質	三	化物理學及		
		同上	同上	同上	同上		
	第二學年	同上	同上	同上	同上		
		同上	同上	同上	同上		
	第三學年	同上	同上	同上	同上		
		同上	同上	同上	同上		
		同上	同上	同上	同上		
體 操	第一學年	三	教練及體操	三	同上	三	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
	第二學年	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
	第三學年	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
修 身	第一學年	一	實踐道德	一	國民道德	一	倫理學
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
	第二學年	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
	第三學年	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
國語及漢文	第一學年	四	講讀、作文	二	同上		
		同上	同上	同上	同上		
	第二學年	同上	同上	同上	同上		
		同上	同上	同上	同上		
	第三學年	同上	同上	同上	同上		
		同上	同上	同上	同上		
		同上	同上	同上	同上		
英 語	第一學年	八	讀方、譯解、文法、作文	六	讀方、譯解、文法、作文	六	讀方、譯解、文法、作文
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
	第二學年	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
	第三學年	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上

獨語	數學	物理	化學	植物及動物	礦物及地質	心理	法制及經濟	圖畫	體操	計
四 發音、綴字、 讀方、譯解、 書取、文法、	四 代數、立體、 幾何、三角、 法、			二 生理、植物 分類、進化、 形態	二 礦物產狀性、 球質及用途、 構成及變遷		二 大意	二 自在畫、平 面幾何、立 體幾何、畫	三 教練及體 操	三二
一〇 發音、綴字、 讀方、譯解、 書取、文法、	四 同 上			二 同 上	二 同 上		二 同 上	二 同 上	三 同 上	三三
四 讀方、譯解、 文法、	四 代數初等 解析幾何	三 力學物性 音響熱	三 無機化學	二 生理、動物 分類、進化、 形態		二 大意	二 立體幾何 畫	三 同 上	三 同 上	三二
九 讀方、譯解、 文法、	四 同 上	三 同 上	三 同 上	二 同 上		二 同 上	二 同 上	三 同 上	三 同 上	三四
四 讀方、譯解、 文法、	四 微分及積 分初等力 學	五 光學、磁氣、 電氣、講義 三、實驗二	五 有機化學 講義三、實 驗二	四 植物、動物、 二、義、二、 實驗、講			二 同 上	三 同 上	三 同 上	三二
九 讀方、譯解、 文法、	四 同 上	五 同 上	五 同 上	四 同 上			二 同 上	三 同 上	三 同 上	三四

四、成績考查細則

第一條 成績ハ評點ニヨル
 第二條 評點ハ各科目一百ヲ以テ滿點トス
 第三條 各科學年ニ於ケル學科目左ノ如シ

修身	國語及漢文	第一外國語	第二外國語	歷史	地理	哲學概說
一	二	三	一	一	一	
一	二	三	一			
一	二	三	一	二		
一	一	三	一			
一	二	三	一	一		
一	二	三	一	一		
一	三	一		一		

心理及倫理	法制及經濟	數學	自然科學	物理	化學	植物及動物	礦物及地質	圖書	體操	評點學科目計
		一	一						一	一二
		二						一	一	一四
	一		一						一	一三
		二		一	一			一	一	一四
一	二								一	一三
		三							一	一六

獨語ヲ以テ入學シタルモノニ獨語ヲ第一外國語トシテ課スルトキハ之ヲ一トス

第四條 學期評點ハ學期試驗點ニ平常ノ成績、出勤及勤惰ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第五條 學期試驗ハ各學期末ニ於テ之ヲ行フ。但學科ニヨリ特ニ學校長ノ許可ヲ得テ學期試驗ヲ行ハザルコトヲ得

第六條 試驗問題ニツイテハ擔任教官ハ學科主任ノ檢閲ヲ經ベシ

第七條 左ノ學科ニ在テハ學期試驗ヲ施行セズ
作文、體操、實驗、圖書中自在書

第八條 擔任教官ハ學期試驗施行後三日以内ニ評點ヲ報告スベシ

第九條 學年評點ハ三學期評點ノ和ヲ三除シテ之ヲ定ム

第十條 卒業成績ハ總平均點ニツキ第一學年第二學年第三學年ノ成績ノ和ヲ三除シテ之ヲ定ム

第十一條 生徒ノ席次ハ第一學年ニ在テハ入學試驗ノ成績ニヨリ其ノ他ニ在テハ前學年ノ成績ヲ按シ同科同類ニツキ之ヲ定ム

但第二外國語ヲ履修セザルモノハ別位ニ置ク

第十二條 試験ヲ缺キタルモノ、試験點ハ零トス

但シ缺試ノ理由正當ナルトキ當該學科當該學期ニ於ケル出席率多キモノニ限リ他ノ二學期ノ當該學科評點ノ平均七割以内ヲ以テ當該學期ノ認定試験點トナスコトアルベシ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ學期認定評點ヲ附與セス

一、停學ノ處分ヲ受ケタル爲試験ニ缺席シタルモノ

一、正當ノ理由ナクシテ試験ニ缺席シタルモノ

第十四條 學年成績左ノ條件ニ適合スルモノハ及第トス
平均點六十點以上ニシテ總科目數ノ三分ノ一以内六十點未滿五十點以上ノモノ
但其ノ内一科目ノミ四十點以上五十點未滿ナルコトヲ得

五、授業料及寄宿料細則

第一條 授業料及寄宿料徴收期日ハ左ノ通り之ヲ定ム

第一學期分授業料 四月十六日ヨリ 同月十八日マテ

第二學期分授業料 九月十六日ヨリ 同月十八日マテ

第三學期分授業料 一月十六日ヨリ 同月十八日マテ

寄宿料 毎月一日ヨリ五日迄但四月、九月、一月ハ授業料ト

同日

前項ノ期日中休業ニ當ル日アルトキハ順延ス

第二條 授業料及寄宿料ハ前條ノ徴收期日内ニ所定ノ納付書ヲ添ヘ會計課ニ納付スベシ

第三條 第一條ノ徴收期日ヲ過キテ納付ノ義務ヲ生シタル授業料又ハ寄宿料ハ其ノ義務ヲ生シタル日ヨリ三日以内ニ之ヲ納付スベシ

第四條 己ムヲ得サル事故ノタメ第一條及第三條ノ期日內ニ授業料又ハ寄宿料ヲ納付スルコト能ハザル者ニ對シテハ七日以內ヲ限り徴收ヲ猶豫スルコトヲ得

第五條 第一條第三條及第四條ノ期限內ニ授業料又ハ寄宿料ヲ納付セザル者ニ對シテハ之ヲ納付スルマデ授業ヲ停止ス

六、學級主任規程

學級主任ハ學校長ノ指揮ヲ承ケ次ノ事項ヲ擔任ス

- 一、擔任學級生徒ノ勤惰、操行、學業、健康等ニ關スル事項
- 二、擔任學級生徒ノ願書、届書ヲ審査シ之ニ捺印スルコト
- 三、擔任學級教室ノ整理及清潔ニ關スル事項

七、學科主任規程

學科主任ハ學校長ノ指揮ヲ承ケ次ノ事項ヲ擔任ス

- 一、當該學科教授上ノ整理及統一ニ關スル事項
- 二、他學科トノ連絡又ハ交渉ニ關スル事項
- 三、當該學科ニ屬スル圖書、器具、機械、標本及消耗品等ニ關スル事項

八、校務分掌規程

第一條 本校ニ教務課、生徒課、圖書課、會計課及庶務課ヲ置キ事務ヲ分掌セシム

第二條 各分課ニ課長又ハ主任ヲ置キ所屬職員ヲ率キ分掌事務整理ノ責ニ任セシム

第三條 分課所屬ノ職員ハ課長又ハ主任ノ指揮ヲ受ケ事務ニ従事ス但シ必要ニ應シ他課ノ事務ヲ補助スルモノトス

第四條 各課ノ擔任事項ニシテ他課ニ關聯スルモノニ付テハ當該各課ノ合議ニヨリ處理スヘキモノトス

第五條 教務課ノ擔任スベキ事項左ノ如シ

- 一、學科課程及教授要目ニ關スルコト
- 二、教官ノ分擔及配當時間ニ關スルコト
- 三、學級ノ編成及授業時間ニ關スルコト
- 四、教科用圖書ニ關スルコト
- 五、授業及休業ニ關スルコト
- 六、教官ノ缺勤早退及遅刻届書類ニ關スルコト
- 七、教務課ニ屬スル文書ノ起案ニ關スルコト
- 八、生徒募集及入學並ニ志望學科ニ關スルコト
- 九、成績証明ニ關スルコト
- 一〇、試業進級卒業ニ關スルコト
- 一一、卒業生大學進入ニ關スルコト
- 一二、學級主任及級長ニ關スルコト

- 一三、授教會議、學科主任會議、學級主任會議及評議會ニ關スルコト
- 一四、行軍演習ニ關スルコト
- 一五、講堂、會議室、教官室、教室、教務課ノ設備及其ノ物品ニ關スルコト
- 一六、教務日誌ニ關スルコト
- 一七、參觀人取扱ニ關スルコト
- 一八、其ノ他教務ニ關スル一切ノ事項

第六條 生徒課ノ擔任スヘキ事項左ノ如シ

- 一、生徒心得ニ關スルコト
- 二、生徒ノ服制ニ關スルコト
- 三、生徒ノ風紀及操行ニ關スルコト
- 四、生徒ノ訓戒處分ニ關スルコト
- 五、生徒控所及諸集會ニ關スルコト
- 六、體育及運動ニ關スルコト

- 七、保健及身體檢查ニ關スルコト
- 八、生徒課ニ屬スル文書ノ起案ニ關スルコト
- 九、生徒ノ學籍及兵役ニ關スルコト
- 一〇、生徒ノ缺席缺課及遲刻ニ關スルコト
- 一一、級長ニ關スルコト
- 一二、生徒ノ退學、休學其他ノ事故ニ關スルコト
- 一三、在學證明書及品行證明書
- 一四、生徒ノ乘車乘船運賃割引證ニ關スルコト
- 一五、生徒控所、集會所、寄宿寮、生徒課ノ設備及其ノ物品ニ關スルコト
- 一六、生徒ノ入寮、退寮、外泊ニ關スルコト
- 一七、寄宿寮ノ監視、警備、衛生、炊事等ニ關スル一切ノ事項
- 一八、卒業者ニ關スルコト
- 一九、其ノ他生徒ノ取締ニ關スル一切ノ事項

第七條 圖書課ノ擔任スベキ事項左ノ如シ

- 一、圖書ノ保存及整理ニ關スルコト
 - 二、圖書印ノ管守ニ關スルコト
 - 三、圖書課ニ屬スル文書ノ起案ニ關スルコト
 - 四、購入圖書ノ審査ニ關スルコト
 - 五、圖書ノ購入及修繕ニ關スルコト
 - 六、圖書出納簿及其ノ他諸帳簿ノ處理ニ關スルコト
 - 七、圖書目錄編纂ニ關スルコト
 - 八、圖書貸付ニ關スルコト
 - 九、新聞、雜誌、年報、一覽等ノ保存及整理ニ關スルコト
 - 一〇、書庫、閱覽室、及圖書課ノ設備及其ノ物品ニ關スルコト
 - 一一、其ノ他圖書ニ關スル一切ノ事項
- 第八條 庶務課ノ擔任スヘキ事項左ノ如シ

- 四四
- 一、御眞影御影及勅語ノ保管ニ關スルコト
 - 二、校長ノ官印及校印ノ管守ニ關スルコト
 - 三、職員ノ進退及身分ニ關スルコト
 - 四、職員ノ服務ニ關スルコト
 - 五、職員ノ出勤調査及其ノ報告ニ關スルコト
 - 六、雇外國人ニ關スルコト
 - 七、公文書ノ處理ニ關スルコト
 - 八、庶務課ニ關スル文書ノ起案ニ關スルコト
 - 九、年報一覽統計ノ作成及官報報告等ニ關スルコト
 - 一〇、諸規則ノ制定改廢ニ關スルコト
 - 一一、教員無試験檢定願ニ關スルコト
 - 一二、日誌及諸記録ニ關スルコト
 - 一三、諸儀式ニ關スルコト

- 四五
- 一四、寄贈金品取扱ニ關スルコト
 - 一五、事務當直ニ關スルコト
 - 一六、乗車乗船運賃割引證ニ關スルコト
 - 一七、受附應接室庶務課ノ設備及物品ニ關スルコト
 - 一八、他ノ各課ニ屬セザル一切ノ事項
- 第九條 會計課ノ擔任スベキ事項左ノ如シ
- 一、歳入歳出豫算及決算ニ關スルコト
 - 二、資金ニ關スルコト
 - 三、金錢ノ收支保管ニ關スルコト
 - 四、歳出歳入ニ關スルコト
 - 五、會計課ニ屬スル文書ノ起案及保存整理ニ關スルコト
 - 六、物品購入及不用物品處分ニ關スルコト
 - 七、物品ノ出納保管及證明ニ關スルコト

- 八、修繕ニ關スルコト
- 九、校舍敷地ニ關スルコト
- 一〇、樹木ノ手入上下水ノ浚渫ニ關スルコト
- 一一、電話、電燈、瓦斯、給水及煖爐取扱ニ關スルコト
- 一二、校內一般ノ警備取締ニ關スルコト
- 一三、校舍内外ノ洒掃ニ關スルコト
- 一四、傭人ノ進退及取締ニ關スルコト
- 一五、校長室、食堂、當直室、小使室、會計課ニ屬スル物品及他ニ屬セザル物品ニ關スルコト
- 一六、其ノ他會計ニ關スル一切ノコト

九、會議規程

- 一、評議會 課長及ヒ特ニ學校長ヨリ命セラレタル評議員ヲ以テ之

ヲ組織シ重要事項ニツキ學校長ノ諮詢ニ應ス、但シ他ノ教官及ヒ職員ヲ參與セシムルコトアルヘシ

- 二、教授會 學校長ハ必要アル場合之ヲ召集シ其ノ意見ヲ徵ス、但シ臨時教授以外ノ職員ヲ加フルコトアルヘシ
- 三、協議會各課ノ事務ニ關シ必要アル場合之ヲ開會ス、課長又ハ主任ノ申請ニヨリ學校長又ハ首席課長之ヲ召集ス

一〇、教官服務細則

第一條 本細則ニ於テ教官ト稱スルハ教授、助教授、講師及雇外國人教師ヲ包含ス

第二條 教官ハ其ノ分擔ノ範圍内ニ於テ學校長ニ對シ生徒教育ノ責任ス

第三條 教官ハ學校長ノ命ヲ承ケ諸種ノ試業其ノ他臨時ノ事務ニ從事

スヘシ

第四條 教官ハ教授訓育其ノ他學校ノ利害ニ關係アル事項ニ就キ意見ヲ學校長ニ具申スルコトヲ得

第五條 教官ハ學校長ノ許可ヲ受クルニアラサレハ報酬ノ有無ヲ問ハス他ノ職務ニ從事スルコトヲ得ス

第六條 教官ハ疾病其他ノ事故ノ爲ニ出勤シ難キ場合ハ出勤時限前ニ其ノ事由ト缺勤ノ日限トヲ教務課ヲ經テ届出ツヘシ若シ病氣缺勤ニシテ七日ヲ過クルモノハ醫師ノ診斷書ヲ添付スベク爾後ハ十五日毎ニ同様ノ手續ヲナスヘシ

附則

事務員服務細則第六條ヨリ第十五條ニ至ル規程ハ之ヲ教官ニ準用ス

一一、事務員服務細則

第一條 事務員ハ定時マテニ登校シ出勤簿ニ捺印スヘシ

第二條 事務繁劇若ハ至急處理ヲ要スルモノアルトキハ執務時間外又ハ休日ト雖服務スヘシ

第三條 退出時限後ト雖學校長退出ナキトキハ退出スルコトヲ得ス

第四條 執務時間中事故アリテ退出セントスルトキハ上官ノ承認ヲ受クヘシ

第五條 疾病其他ノ事故アリテ出勤シ難キトキハ當日出勤時限前ニ其ノ事由及缺勤ノ日限ヲ首席書記ヲ經テ届出ツヘシ若シ疾病ノ爲ニ缺勤七日ヲ過クレバ届書ニ醫師ノ診斷書ヲ添付シ爾後十五日毎ニ同様ノ手續ヲナスヘシ轉地療養セントスル者ハ願書ニ其ノ日限及行先地名ヲ明記シ醫師ノ診斷書ヲ添附シテ許可ヲ受クヘシ

第六條 父母ノ祭日ニ休暇ヲ得ントスル者ハ其ノ前日願出ツヘシ

第七條 父母看病ノ爲メ請假セントスル者ハ願書ニ其ノ日限(往復共)及

行先地名ヲ明記シ許可ヲ受クヘシ父母ノ墓參等ノ爲メニ請暇セント
スル時亦同ジ

第八條 休暇ヲ得テ旅行セントスル者ハ其日限及行先地名ヲ記載シタ
ル届書ヲ出發前ニ差出スヘシ

第九條 出張ノ命ヲ受ケタル者ハ出發及歸校ノ際其ノ旨ヲ届出ツヘシ
出張ノ命ヲ受ケタル者ハ歸校後五日以内ニ復命書ヲ差出スヘシ但シ

簡單ナル事項ハ口頭ヲ以テ復命スルコトヲ得
第十條 喪ニ丁リタル者ハ死者トノ關係及忌服遠慮ノ日數ヲ詳記シテ
届出ツヘシ

第十一條 新任ノ者ハ五日以内ニ履歷書及住所届ヲ差出スヘシ
爾後住所ヲ轉シタルトキ亦同シ

第十二條 轉免ノ際ハ取扱書類ノ件名書ヲ作り引繼ヲナスヘシ
第十三條 課係主任ハ其ノ課ノ事務ニツキ責ニ任ス

第十四條 課員ハ其ノ取扱事項ニ付責ニ任ス

第十五條 近火又ハ事變アルトキハ速ニ登校シ臨機ノ處置ヲナシ直ニ
上官ニ報告シ其ノ指揮ヲ受クヘシ

一、文書處理及保存規程

本規程ニ於テ文書ト稱スルハ圖書以外ノ記録簿冊等一切書類ヲ謂フ

第一章 處 理

第一條 公文書ハ第二條ニ掲記スルモノ、外ハ總テ庶務課ニ於テ接受
シ[文書受附配付簿]ニ登記シ收受番號及月日ヲ記入シ直ニ主掌分課ニ
配付シ取扱者ノ證印ヲ徴スベシ

二分課以上ニ關係アル文書ハ其ノ重キニ從ヒ配付スベシ
親展書ハ封緘ノ儘宛名ニ配付スベシ

但シ生徒宛ノモノハ總テ生徒課ニ配付スベシ

第二條 左ノ文書ハ庶務課ヲ經由セズ主掌分課ニ於テ接受スベシ

一、教務ニ關シ教官ヨリ提出スル報告書類及教官ノ缺勤届書

二、生徒ヨリ差出ス願届書類

三、入學志願者受験名票

四、其ノ他學校長ノ指定シタル書類

第三條 配付ヲ受ケタル文書ハ主掌分課ニ於テ「件名簿」ニ登記シ速ニ之ヲ調査シ處分案ヲ具シ課長ヲ經テ學校長ノ決裁ヲ受クベシ

但シ二分課以上ニ亙ルモノハ豫メ其ノ合議ヲ遂クベシ

事件ノ性質上直ニ處分案ヲ提出スル能ハサルモノ若ハ處分ヲ要セスト認ムルトキハ配付文書ヲ課長ヲ經テ學校長ノ閱覽ニ供シ指揮ヲ受クベシ

第四條 左ノ文書ハ主掌課長限リ處分スベシ

一、生徒在學證明ニ關シ徴兵事務ニ關係ナキモノ

二、生徒ノ學業成績證明ニ關スルモノ

三、生徒ノ宿所入寮退寮及諸届出ニ關スルモノ

四、物品ノ支給ニ關スルモノ

五、一定ノ例規ニ依ルモノ

第五條 文書ハ總テ主掌分課ニ於テ發案シ順次上司ノ供閱ヲ受クベシ二分課以上ニ關係アルモノハ他ノ課ニ合議スベシ

第六條 決裁濟ノ文書ハ主掌分課ニ於テ決裁年月日ヲ記入シ速ニ處理ノ手續ヲ爲スベシ

第七條 發送ヲ要スル文書ハ「件名簿」ニ登記シ淨書ト共ニ執務時間内ニ庶務課ニ回付シ件名簿發送濟欄ニ證印ヲ徵スベシ

至急ヲ要スル文書ニシテ執務時間外ニ發送ヲ要スルモノハ當直員ニ回付シ前同様ノ手續ヲ了スベシ

第八條 庶務課ニ於テ發送文書ヲ受理シタルトキハ之ニ校長印又ハ學

校印ヲ押捺シテ直ニ發送ヲナスベシ
但シ輕易ナル事件ニ付テハ主掌分課印ヲ用フルコトヲ得

第九條 庶務課ニ於テ郵便電信ヲ發送シタルトキハ郵便電信發送簿ニ
登記シ證印ヲナスベシ

第二章 保存

第十條 事件完結シタル文書ハ各主掌分課ニ於テ整理編纂シ之ヲ保存
スベシ

第十一條 文書編纂ノ種類及其ノ保存期間ハ別ニ之ヲ定ム但シ特別ノ
事由アルトキハ經伺ノ上之ヲ改廢シ若ハ別ニ種類ヲ設クルコトヲ得

第十二條 文書ハ左ノ各號ニ依リ編纂スベシ

- 一、事件完結ノ順序ニ依リ曆年(會計ニ關スルモノハ會計年度)ヲ以テ
分界トス但シ紙數ノ多寡ニ依リ一ケ年分ヲ便宜分綴シ又ハ數年分
ヲ合綴スルコトヲ得

二、卷首ニ件名及索引丁數ヲ掲記シタル目錄ヲ附シ其ノ表紙ニ名稱
年若ハ年度保存期間及主掌課係名ヲ記載シ數冊ニ分綴セシモノハ
數字ノ符號ヲ附シ尙檢索ヲ容易ナラシムル爲前部切斷面ニ名稱若
ハ年度保存期間ヲ標記スルコト但シ保存期間三年ニ屬スル文書ニ
ハ目錄ヲ附セザルコトヲ得

三、圖表類ニシテ合綴シ難キモノハ袋又ハ筥ニ納メテ名稱ヲ標記シ
其ノ所在ヲ目錄ニ附記スルコト

第十三條 前條ニ依リ編纂シタル文書ハ文書臺帳(別紙様式)ニ登録シテ
之ヲ一定ノ場所ニ藏置スベシ

第十四條 保存期間ハ文書完結ノ翌年ヨリ起算ス但シ會計年度ニ屬ス
ルモノハ翌年度ヨリ起算スベシ

第十五條 保存期間ヲ了リ若ハ未ダ了ラサルモ保存ノ必要ナシト認め
タル文書ハ經伺ノ上之ヲ會計課ニ引繼クベシ但シ一般ノ披閱ヲ避ク

ノ定ムル所ニ據ル

第二章 保管及出納

第五條 物品ノ保管及出納ハ學校長ノ命令ニ依リ物品會計官吏之ヲ行フ

第六條 通常所用ノ物品ハ物品會計官吏一ケ年所要高ヲ豫定シ學校長ノ決裁ヲ受ケ一回又ハ數回ニ取纏メ購入ノ手續ヲ爲シタル後之ヲ藏置シ請求ニ應シテ支給スヘシ

第七條 臨時所要ノ物品ハ各課係又ハ特別教室首席者ノ請求ニ依リ物品會計官吏ニ於テ其都度學校長ノ決裁ヲ受ケ購入ノ手續ヲナシ之ヲ支給スヘシ

第八條 生産及寄贈ニ係ル物品ハ物品會計官吏ニ於テ見積價格ヲ付シ學校長ノ決裁ヲ經テ受入ノ手續ヲナシタル後藏置若ハ支給ノ手續ヲナスヘシ

第九條 物品會計官吏其ノ受入タル物品ヲ支給セムトスルトキハ備品

ニアリテハ番號札ヲ現品ニ付シ備品支給簿ニ登記ヲ了シ且ツ所定ノ欄ニ領收印ヲ徴シタル後之ヲ物品監守者ニ交付スヘシ

消耗品ニアリテハ物品出納簿ニ拂出ノ登記ヲ了シ且ツ所定ノ物品請求用級ニ領收印ヲ徴シタル後之ヲ物品取扱主任ニ交付スヘシ

第十條 各課係又ハ特別教室ニ於テ所要ノ物品アルトキハ所定ノ物品請求用紙ニ品目數量所要ノ事由等ヲ記入シ各首席者ノ名義ヲ以テ物品會計官吏ニ請求スヘシ

第十一條 學術上機械ノ製作及修理ニ特殊ノ注意ヲ要スルカ又ハ當業者ヲ選擇スル必要アルモノハ當該教室主任ニ於テ圖面及仕様書又ハ當業者ノ見積書ヲ徴シ(外國製品等ニシテ見積ヲ徴スル能ハザルトキハ調書ヲ添付)物品會計官吏ニ請求スヘシ

第十二條 物品監守者ハ備品監守簿ヲ物品取扱主任ハ消耗品受拂簿ヲ

設ケ物品ノ交付ヲ受ケタルトキハ其ノ都度之ヲ登記シ備品ニアリテ
ハ其ノ備付場所ヲ監守簿ニ記載シ常ニ其ノ所在ヲ明ニシ消耗品ニア
リテハ職員各自ノ請求ニ應シテ之ヲ支給シ帳簿ノ當該欄ニ領收印ヲ
徴スヘシ

第十三條 各課係又ハ特別教室ニ於テ不用ニ歸シタル物品アルトキハ
物品監守者又ハ物品取扱主任ハ所定ノ物品返付書ニ品名番號及數量
等ヲ記入シ之ヲ監守簿又ハ受拂簿ニ添ヘ現品ト共ニ物品會計官吏ニ
提出シ監守簿又ハ受拂簿ニ受領ノ證印ヲ受クヘシ

第十四條 物品會計官吏物品ノ返付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ將來
使用ノ見込アルトキハ保管ノ手續ヲナシ使用ノ見込ナシト認メタル
モノハ處分案ヲ具シ學校長ノ決裁ヲ請求スヘシ

第十五條 各課係又ハ特別教室ニ於テ物品ノ修理ヲ要スルモノアルト
キハ直ニ現品ヲ物品會計官吏ニ提示シ修理ノ請求ヲナスヘシ

第十六條 各課係又ハ特別教室ニ於テ物品ヲ毀損シ又ハ紛失シタルト
キハ監守者又ハ取扱主任其品名數量及番號等ヲ調査シ顛末ヲ具シ物
品會計官吏ニ報告スヘシ

第十七條 物品會計官吏前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ始末書ヲ徴シ處
分案ヲ具シテ學校長ノ決裁ヲ請フヘシ

第十八條 物品監守者又ハ物品取扱主任交迭シタルトキハ前主任者及
後主任者ニ於テ物品會計官吏立會ノ上監守簿ト現品トヲ對照シ其ノ
引繼ヲナシタル年月日ヲ帳簿ノ餘白ニ記入シ且ツ各自ニ記名捺印ス
ヘシ

第十九條 甲乙監守者間ニ於テ其ノ保管物品ノ受渡ヲ必要トスルトキ
ハ其ノ旨物品會計官吏ニ通告ノ上之カ受渡ヲナスヘシ

第二十條 共用中ノ物品ハ物品會計官吏ニ於テ左ノ各號ニ依リ之ヲ監
督スヘシ

- 一、各課係又ハ特別教室ノ消耗品受拂簿ヲ毎月一回消耗品出納簿ニ照査スルコト
- 二、毎年一回物品出納簿、備品支給簿、備品監守簿及消耗品受拂簿ニヨリ各課係又ハ教室ニ就キ現品ヲ査閲シ、學校長ニ報告スルコト
- 三、前號ノ調査ニ於テ物品ノ亡失毀損ヲ發見シタルトキ又ハ物品ノ使用上ニ關シ意見アルトキハ、學校長ニ申告シ其ノ處理ヲ求ムルコト

第二章 檢 閱

第二十一條 物品檢閲ヲ分テ定期臨時ノ二トス
定期檢閲ハ毎年六月之ヲ施行シ臨時檢閲ハ臨時必要ノ場合ニ之ヲ施行ス

第二十二條 物品檢閲委員ハ委員長一名委員若干名トシ學校職員中ヨリ學校長之ヲ命ス
委員長及委員ノ任期ハ一箇年トス

第二十三條 物品檢閲委員ノ檢査スヘキ事項左ノ如シ

- 一、物品保管ノ適否
- 二、備品使用ノ適否
- 三、消耗品消費ノ適否
- 四、物品缺損ノ有無
- 五、其ノ他必要ナル事項

第二十四條 物品檢閲ノ際ハ在庫物品ニ就テハ物品會計官吏使用中ノ物品ニ就テハ物品監守者又ハ物品取扱主任其ノ席ニ列シ檢閲委員ノ質問ニ答フヘシ

第二十五條 物品檢閲委員ニ於テ檢査上故障ナシト認メタルトキハ簿冊ニ檢印シテ之ヲ證スヘシ若シ故障アルトキハ當該責任者ヨリ始末書ヲ徵スルコトヲ得

第二十六條 物品檢閲委員其ノ檢査ヲ了シタルトキハ檢査ノ顛末書ニ

意見ヲ具シ委員長ヲ經テ學校長ニ申告スヘシ

第四章 諸帳簿

第二十七條 物品會計官吏ハ物品ノ保管出納ヲ明確ニスル爲左ノ帳簿ヲ設クヘシ

一、備品出納簿 (第一號様式)

一、圖書受入原簿 (第二號様式)

一、消耗品出納簿 (第三號様式)

一、備品支給簿 (第四號様式)

第二十八條 各監守者又ハ物品取扱主任ハ物品ノ保管出納ヲ明確ナラシムル爲左ノ帳簿ヲ設クヘシ

一、備品監守簿 (第五號様式)

一、消耗品受拂簿 (第六號様式)

一、郵便切手受拂簿 (第七號様式)

一四、圖書取扱規程

第一條 本校所有ノ圖書ハ總テ圖書課ニ於テ之ヲ藏置ス

第二條 本校所藏ノ圖書ハ擔當事務員ノ外出納ヲナスコトヲ得ス

第三條 圖書課ニ於テハ本校所藏ノモノ外、他ノ委託ニ係ル圖書ヲ保管スルコトアルヘシ

第四條 教務及事務上必要ノ圖書ハ學科主任又ハ各課長各課主任ニ於テ之ヲ借受ケ特別ノ場所ニ備ヘ置クコトヲ得

第五條 教官ハ一員二十冊事務員ハ一員五冊ヲ限リ圖書ヲ借用スルコトヲ得、但和漢裝ノモノハ本文冊數ヲ倍加スルコトヲ得

第六條 貴重圖書又ハ閱覽室備付ニ缺クヘカラサル圖書ハ貸出ヲ拒ムコトアルヘシ

第七條 職員ハ係員ヘ通知ノ上圖書課ニ於テ圖書ヲ檢索スルコトヲ得

第八條 圖書ヲ借用セントスルモノハ所定ノ手續ヲナスヘシ

第九條 借用シタル圖書ハ毎年七月十日迄ニ悉皆返納スヘシ但必要アルトキハ臨時返納セシムルコトアルヘシ

第十條 圖書閱覽室ハ左ノ期日ニ於テ之ヲ閉ツ但必要ノ場合ニハ學校長ノ許可ヲ經テ臨時閉鎖スルコトアルヘシ

一、日曜日

二、大祭祝日

三、八月一日ヨリ八月卅一日迄

四、十二月廿五日ヨリ一月七日迄

五、創立記念日

圖書閱覽室開閉ノ時限ハ隨時之ヲ告示ス

第十一條 圖書閱覽室ニ入ルコトヲ得ルモノハ本校職員生徒及特ニ學校長ノ許可ヲ得タルモノトス

第十二條 生徒圖書閱覽票ハ生徒入學ノ際特許閱覽票ハ隨時之レヲ交付ス

第十三條 生徒閱覽票及特許閱覽票ハ他ニ之ヲ轉貸スルコトヲ得ス之ヲ遺失シタル時ハ直ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十四條 圖書ヲ閱覽セムトスルモノハ圖書閱覽請求用紙ニ所定事項ヲ記入シ閱覽票ト共ニ係員ヘ差出スヘシ

第十五條 生徒一人ニテ一時ニ閱覽シ得ヘキ圖書數ハ係員ニ於テ制限スルコトアルヘシ

第十六條 閱覽者ハ圖書ヲ閱覽室外ニ携出スヘカラス又圖書ヲ他人ヘ轉貸スヘカラス

第十七條 閱覽室ニ於テハ左ノ事項ヲ嚴守スヘシ

- 一、喫煙音讀談話等總テ他人ノ妨害トナルヘキ行爲アルヘカラス
- 二、制服又ハ袴ヲ着用スヘシ

三、卓子、腰掛其他備付器具ノ位置ヲ變更又ハ汚損スヘカラス

第十八條 前二條ノ規定ニ違背シ其ノ他不都合ノ行爲アリタル者ハ一定ノ期間閱覽ヲ禁止スルコトアルヘシ

第十九條 總テ借覽ノ圖書ハ鄭重ニ取扱フヘシ若シ紛失、毀損又ハ汚染シタルトキハ之ヲ辨償セシメ又ハ修理ニ要スル費用ヲ負擔セシムルコトアルヘシ

一五、非常警備ニ關スル規程

第一條 校内若ハ近傍ニ於テ火災其ノ他非常ノ事變アリタル時ハ職員及生徒ハ直ニ駆付ケ左ノ任務ニ従事スベシ

一、報知
 學校長、警察署、各課長又ハ主任、生徒監、寄宿寮、及學校附近所在ノ職員ヘ電話又ハ他ノ方法ヲ以テ直ニ通報スヘシ

二、消防

消火器、消火栓、唧筒其ノ他適當ノ方法ニ依ルヘシ

三、運搬

各室内非常持退ノ印アルモノ、圖書、機械、標本其ノ他ノ器具

四、警備

門及其ノ他ノ要所ニ高張提灯ヲ掲クルコト
 職員及生徒ハ應援者ノ外妄ニ構内ニ入ラシメサルコト
 搬出品ヲ監守スルコト

第二條 非常用トシテ左ノ器具ヲ備付ケ且ツ其ノ所在及使用方法等ヲ

一般ニ周知セシムヘシ

一、消火器

二、唧筒及水管

三、高張提灯

四、用心桶

五、其ノ他必要ナル器具

前項ノ器具ハ會計課ニ於テ時々検査スベシ

第三條 本校職員ノ住宅等火災ノ節又ハ其ノ虞アルトキハ本校生徒ヲシテ臨機應援セシムルコトアルベシ

第四條 煙突ハ毎週所定ノ回数之ヲ掃除シ電燈線及瓦斯栓ニ異狀ヲ發見シタルトキハ直ニ絶緣器ヲ外シ其ノ旨各會社ニ急報スベシ

第五條 火鉢、暖爐等使用中ハ特ニシ注意シ終業退廳後又ハ使用後ハ直ニ火氣及火燼ヲ取除カシメ一定ノ場所ニ於テ之レカ處理ヲナスベシ

一六、當直規程

第一條 當直ハ庶務當直及寮務當直ノ二トス

第二條 庶務當直ハ書記以下輪番ヲ以テ之ニ服シ寮務當直ハ生徒課勤

務ノ職員輪番ヲ以テ之ニ服ス

學校長ハ時宜ニ依リ當直勤務ヲ轉換スルコトアルベシ

第三條 第二條以外ノ當直ヲ必要ト認ムル場合ニハ學校長ハ特ニ之ヲ命ズ

第四條 當直ノ時限左ノ如シ

一、平日ハ退廳時刻ヨリ翌日出勤時刻迄

二、休日ハ平日ノ出勤時刻ヨリ翌日出勤時刻迄

第五條 當直員ハ勤務中學校ヲ離ル、コトヲ得ズ

第六條 當直員ハ其ノ勤務中取扱ヒタル事件ヲ當直日誌ニ認メ翌日庶務課長或ハ生徒課長ニ申告スヘク翌日若シ休日ナルトキハ交代ノ者ニ必ス事務ノ引繼ヲナシテ退出スベシ

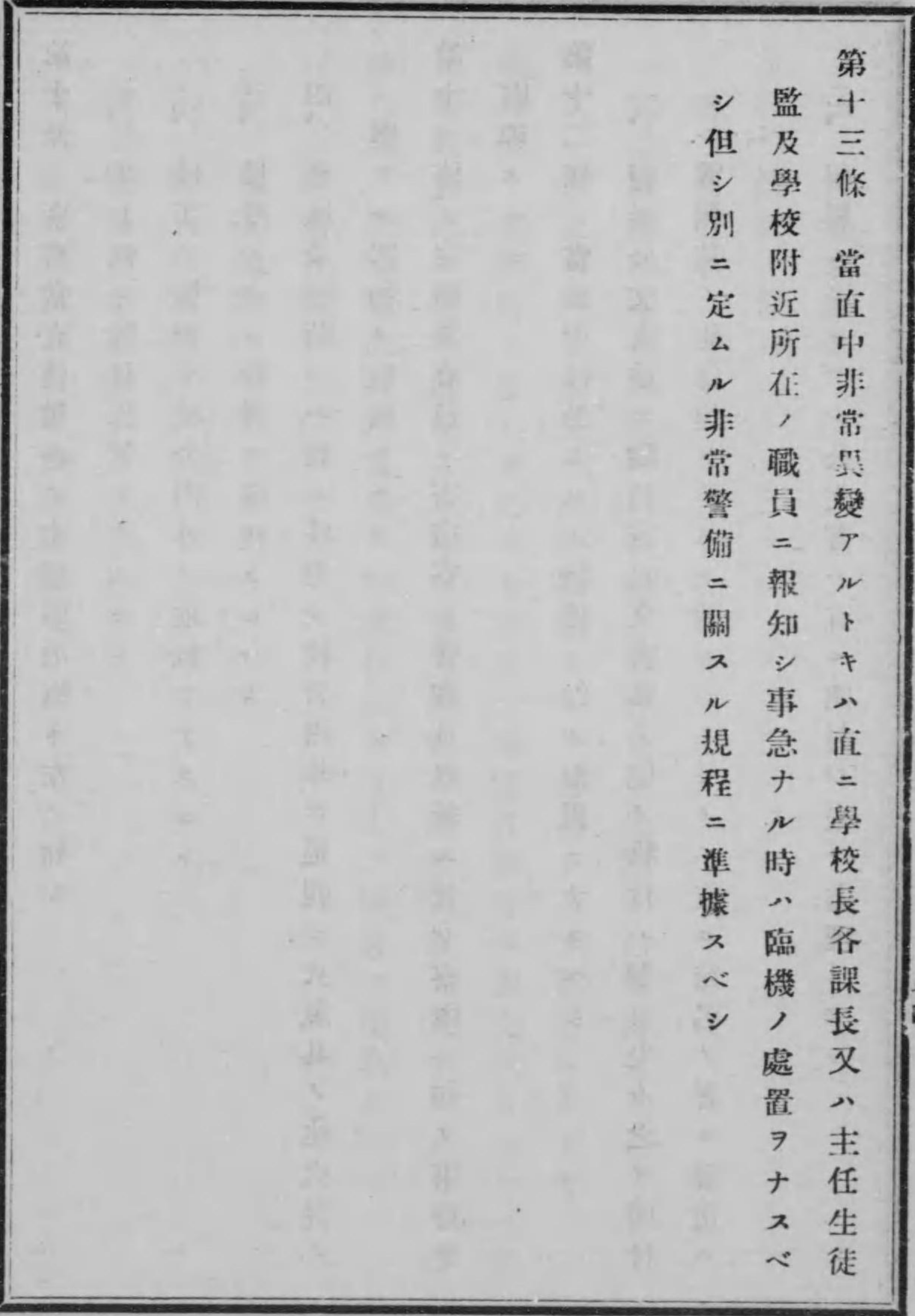
第七條 左ノ各號ノ一ニ當ルモノハ當直ヲ免ズ

一、出張ノ前日及歸校ノ翌日

- 二、病氣缺勤中
 - 三、賜暇ノ當日
 - 四、忌引中
 - 五、新任ノ場合ニ在リテハ着任ノ日ヨリ起算シ六日目迄
 - 六、以上ノ外學校長ニ於テ除直スヘキ必要アリト認めタルトキ
- 第八條 當直員ハ止ムヲ得サル事故ノ爲當日勤務ニ差支アルトキハ庶務課長或ハ生徒課長ノ許可ヲ得テ同僚ヲ以テ代直ヲ立ツルコトヲ得
- 第九條 庶務當直員ハ當直ノ際庶務課ヨリ左ノ物件ヲ受取ルベシ
- 一、當直日誌
 - 二、諸室鎖鑰
 - 三、職員住所簿
 - 四、電信用符號簿
 - 五、當直用郵便切手及發送簿

- 第十條 庶務當直員勤務ノ主要事項概ネ左ノ如シ
- 一、第九條ノ物件保管ヲナスコト
 - 二、校丁ヲ監督シ校舍内外ノ取締ヲナスコト
 - 三、接受シタル物件ヲ處理スルコト
 - 四、烈風及變時ニハ特ニ注意シ校舍内外ヲ巡視シ火氣其ノ他火災ノ虞アル器物ノ取締ヲナスコト
- 第十一條 寮務當直員ハ寄宿寮ノ管理及取締ニ任シ寮内一切ノ事務ヲ處理スヘシ
- 第十二條 當直中接受シタル物件ハ左ノ取扱ヲナスベシ
- 一、親展公文書並ニ職員宛私文書其ノ他ノ物件ハ翌日夫々之ヲ回付シ電報其ノ他急速ヲ要スト認めベキモノハ直ニ宛名ノ者ニ發送スベシ
 - 二、親展ニアラザル公文書ハ直ニ開封シ夫々處理スベシ

第十三條 當直中非常異變アルトキハ直ニ學校長各課長又ハ主任生徒
監及學校附近所在ノ職員ニ報知シ事急ナル時ハ臨機ノ處置ヲナスベ
シ但シ別ニ定ムル非常警備ニ關スル規程ニ準據スベシ



○職員

(大正十三年八月十日現在)

學校長

文學士 秋田 實 茨城

教授

英語 評議員 文學士 宍倉 保 千葉

獨語 教務課長 文學士 安齋 宏 索 宮城

漢文 評議員 文學士 成田 衡 夫 和歌山

獨語 三谷 金女 三 東京

地質、礦物、地理、自然科學 評議員 理學士 小岩 井兼輝 茨城

國語 彌富 破摩 雄 熊本

漢文 文學士 板原 瑛 夫 和歌山

植物、動物、自然科學 理學士 泉 亮一 郎 愛媛

英語	文學士	久野真吉	愛知
英語	松本環	廣島	
生徒課長	小林悖	福島	
生徒監	芳賀武雄	青森	
圖書課長	堀内尚同	静岡	
物理、數學、自然科學	文學士	藤田福太郎	東京
法制、經濟	文學士	行元豊圓	愛媛
獨語	文學士	渡邊鼎	石川
日本史、東洋史	文學士	西宣雄	熊本
修身	文學士	三浦圭三	兵庫
西洋史	文學士	山下佐平	鹿児島
英語	文學士	穴山入遠	静岡
國語	文學士	菊池末太郎	青森
心理、獨語			
數學			
化學、自然科學			

哲學概說、論理	文學士	竹内節三郎	愛知
英語	文學士	長谷川誠治	愛知
物理、數學	理學士	仲瀬善太郎	京都
獨語		西郷啓造	神奈川

備外國人教師 (就職順)

ハインツ・アドリアン	獨國
ヴィクトー・エフ・レンブリーア	英國

講師 (就職順)

陸軍歩兵大尉	石川春治	秋田
陸軍歩兵特務曹長	櫻井文三郎	茨城
陸軍歩兵特務曹長	黒瀧俊一	青森
陸軍歩兵特務曹長	澤田石三太郎	秋田

陸軍歩兵特務曹長

齋藤角太郎 青森

獨語

橋本清之助 東京

圖画(自在画)

相馬治四郎 山形

青森縣立弘前高等女學校教諭

圖画(用器画)

吉峰弘造 京都

數學

工學士

手塚啓弘 市 栃木

柔道

書記

物品會計官吏

品川信治 秋田

榑原長禎 新潟

小山内浩 青森

宮澤抱策 宮城

吉井忠造 鹿兒島

雇

(就職順)

島村敏雄 青森

囑託

(就職順)

弓道

佐藤信敬 青森

學校醫

市立弘前病院長

醫學士

兒島武夫 兵庫

學級主任

文科第三學年第一學級
 文科第三學年第二學級
 文科第三學年第三學級
 理科第三學年第一學級
 理科第三學年第二學級
 文科第二學年第一學級
 文科第二學年第二學級
 文科第二學年第三學級
 理科第二學年第一學級
 理科第二學年第二學級
 文科第一學年第一學級
 文科第一學年第二學級

教 授 彌 富 破 摩 雄
 教 授 行 元 豐 圓
 教 授 竹 內 節 三 郎
 教 授 菊 池 末 太 郎
 教 授 小 林 惇
 教 授 山 下 佐 平
 教 授 芳 賀 武 雄
 教 授 渡 邊 鼎
 教 授 泉 亮 一 郎
 教 授 仲 瀨 善 太 郎
 教 授 藤 田 福 太 郎
 教 授 三 浦 圭 三

學科主任

文科第一學年第三學級
 理科第一學年第一學級
 理科第一學年第二學級

教 授 安 齋 宏 索
 教 授 小 岩 井 兼 輝
 教 授 穴 山 入 遠

修身、哲學概說、心理及論理
 國語
 漢文
 英語
 獨語
 歷史
 法制及經濟
 物理數學

教 授 行 元 豐 圓
 教 授 彌 富 破 摩 雄
 教 授 成 田 衡 夫
 教 授 宍 倉 保
 教 授 安 齋 宏 索
 教 授 藤 田 福 太 郎
 教 授 芳 賀 武 雄
 教 授 小 林 惇

化學

植物及動物

地質、礦物及地理

圖畫

體操

○事務分課

教務課

課長

動物及植物學科助手

教	授	菊池末太郎	教	授	泉亮一郎	教	授	小岩井兼輝	講	師	吉峰弘造	講	師	石川春治
教	授	安齋宏索	教	授	板原瑛夫	書	記	宮澤抱策	雇		葛西孝之助	雇		鳳至武智夫

物理學科助手

地質及礦物學科助手

生徒課

課長

課長

圖書課

雇		高橋一智	雇		小野盛徳	教	授	松本環	教	授	行元豊園	講	師	石川春治	講	師	黒瀧俊一	講	師	澤田石三太郎	講	師	齋藤角太郎	雇		島村敏雄
教	授	芳賀武雄																								

主任

庶務課

(兼) 書記 榑原長禎
(兼) 雇 齋藤良一

書記 吉井忠造
雇 笹森隆三
雇 川口友彦

主任

會計課

書記 榑原長禎
書記 小山內浩
雇 齋藤良一
雇 葛西不二男

○生徒及卒業生

(大正十三年四月現在)

一、生徒氏名 (五十音順)

第三學年

文科第一學級 (三十九名)

出身學校 氏名	本籍	出身學校 氏名	本籍	出身學校 氏名	本籍
北海道 安藤 信一	(北海道)	北海道 伊藤 德三	(北海道)	東京城 井出 正泰	(長野)
北海道 井上 尚勝	(北海道)	神奈川 奧野 利一	(神奈川)	大阪府 落合 勇	(茨城)
青森 小野 久三	(青森)	奈良 大橋 清郷	(奈良)	東京 川口 時彰	(宮崎)
青森 松岡 唐木 岩雄	(靜岡)	青森 工藤 次郎	(青森)	青森 前森 工藤 友三郎	(青森)
青森 前森 工藤 秀雄	(青森)	青森 前森 黒瀧 友次郎	(青森)	青森 前森 齋藤 勝次郎	(青森)
愛知 知 佐藤 一平	(愛知)	三重 富田 佐藤 一雄	(三重)	東京 明 治 佐藤 昌樹	(東京)
青森 前森 清藤 一郎	(青森)	北海道 高橋 司三治	(青森)	山梨 留梨 高山 虎雄	(山梨)

弘青	甲山	青青	磐福	明東	豐福	弘青	函北	大干	樺樺	太群	五奈
前森	府梨	森森	城島	治京	國岡	前森	海館	多喜	太太	田馬	良辰
佐藤	窪田	唐牛	大和田	井上	網中	若城	三須	福中	林光	常見	巳好
久一	不二夫	惣三郎	彌一	武	勉	久治郎	宗太郎	次郎	雄	庸夫	弘奈
(青森)	(山梨)	(青森)	(福島)	(千葉)	(大分)	(青森)	(滋賀)	(兵庫)	(福井)	(群馬)	(奈良)
文科第二學級 (三十八名)											
仙宮	船崎	北大	東宮	早東	愛名	橫秋	名愛	大秋	第東	弘青	京東
台城	壁玉	野阪	北城	稻京	古屋	手田	古屋	館田	四京	前森	北京
第一	佐藤	熊倉	及川	小佐野	飯田	若林	水野	松野	日高	中田	田村
城	武夫	信二	健助	照人	保吉	俊治	揚造	孝一	輝	篤美	愛吉
	(福島)	(埼玉)	(岩手)	(山梨)	(愛知)	(秋田)	(岐阜)	(秋田)	(東京)	(青森)	(青森)
青青	北愛	第京	城高	明東	錦東	弘青	京東	大秋	秋秋	早東	第京
森森	豫媛	三都	東知	治京	城京	前森	華京	館田	田田	田京	三都
柴田	栗原	木村	川崎	大久保	伊藤	鷲岳	山崎	萬田	平野	南野	津田
宣勝	繁樹	干城	寅造	正名	伊佐夫	解雄	治雄	五郎	亮三郎	勝一	清太郎
(秋田)	(愛媛)	(京都)	(高知)	(青森)	(千葉)	(青森)	(群馬)	(秋田)	(秋田)	(山口)	(京都)

石川	金澤	茨城	水戸	台北	台大	宮野	都留	高師	高師	合資	青壁	青壁	青壁	弘青	弘青	大秋	北海	札幌
第一	第一	戸城	北灣	野阪	留崎	野阪	留崎	附屬	附屬	格資	壁玉	壁玉	壁玉	前森	前森	館田	海道	第二
芝田	菅井	菅井	副島	豊田	平山	豊田	平山	本田	本田	山内	青木	青木	青木	伊東	今岡	加藤	木村	義雄
倭文夫	習	習	種	眞次郎	清三郎	眞次郎	清三郎	高康	高康	豊榮	清一郎	清一郎	清一郎	六十次郎	威鷹	正一	義雄	(東京)
(三重)	(茨城)	(茨城)	(東京)	(大阪)	(宮崎)	(大阪)	(宮崎)	(東京)	(東京)	(愛媛)	(埼玉)	(埼玉)	(埼玉)	(青森)	(青森)	(秋田)	(東京)	(東京)
文科第三學級 (三十二名)																		
立東	攻東	會福	東東	第東	高師	東東	第東	第東	第東	東東	福福	福福	厚神	兵神	倉島	秋秋	秋秋	秋秋
教京	攻京	津島	津島	四京	師附	師附	師附	三京	三京	東京	島島	島島	奈川	庫庫	取島	田田	田田	田田
柴屋	菅井	中川	林昌	福田	福田	福田	福田	牧山	牧山	渡邊	阿部	阿部	井上	岩井	金田	佐々木	佐々木	佐々木
亮之助	陽	信行	昌也	祐一	祐一	祐一	祐一	雅彌	雅彌	孝一	半七	半七	茂敏	清治	重雄	一二	一二	一二
(東京)	(茨城)	(福島)	(東京)	(東京)	(東京)	(東京)	(東京)	(東京)	(東京)	(愛知)	(福島)	(福島)	(神奈)	(兵庫)	(鳥取)	(秋田)	(秋田)	(秋田)
堺阪	成千	高東	高東	仙宮	成東	成東	成東	京朝	京朝	京朝	飯泉	飯泉	伊吹	目加	慶應	弘青	弘青	弘青
菅谷	東葉	輪京	輪京	台城	城京	城京	城京	城京	城京	城京	三郎	三郎	山太郎	白加	慶應	前森	前森	前森
知巳	善當	高橋	高橋	針生	古屋	古屋	古屋	目賀田	目賀田	康	三郎	三郎	太郎	庄市	神部	笹森	笹森	義郎
(大阪)	(千葉)	(東京)	(東京)	(宮城)	(山梨)	(山梨)	(山梨)	(東京)	(東京)	(東京)	(神奈)	(神奈)	(北海道)	(廣島)	(京都)	(青森)	(青森)	(青森)

盛岩	第京	弘青	郁東	鶴山	麻東	關西	兵庫	東京	秋田	新山	長長	青森
岡手	二都	前森	文館	岡形	布京	西學	庫	京	田	庄形	野野	森森
立花	島田	久保田	上山	伊藤	秋元	森	嘉	西村	中泉	寺岡	野島	島田
文一	正徵	千秋	巖	雄次	信一	嘉雄	雄	直一	哲俊	健次郎	十郎	正司
(岩手)	(高知)	(青森)	(東京)	(山形)	(北海)	(兵庫)	(兵庫)	(長野)	(秋田)	(山形)	(長野)	(青森)
秋田	函北	弘青	弘青	第京	札北	龍兵	成東	堺大	弘青	京朝	高師	東附
田田	館道	前森	前森	二都	幌第一	野庫	蹊京	阪	前森	城鮮	附屬	京
館岡	高鹽	今	内山	上田	新谷	山本	西脇	中尾	飛鳥	田中	高島	高島
俊之助	朝治	晃一	繁一	朝夫	虎之助	研治	親	通	定城	佳一	効	効
(秋田)	(北海)	(青森)	(青森)	(兵庫)	(福井)	(兵庫)	(東京)	(宮崎)	(青森)	(山口)	(東京)	(東京)
錦東	土茨	盛岩	秋田	盛岩	早東	台台	台南	麻東	青島	新山	八青	八青
城京	浦城	岡手	田田	岡手	稻京	南	布京	英取	英取	庄形	戶森	戶森
塚本	高橋	柵山	織田	内澤	有泉	松生	中村	豐田	保	田端	高橋	高橋
梅雄	敏夫	一郎	信也	政勝	二	幸雄	博吉	保	保	虎雄	重五郎	重五郎
(熊本)	(茨城)	(岩手)	(秋田)	(岩手)	(東京)	(熊本)	(山口)	(鳥取)	(鳥取)	(埼玉)	(青森)	(青森)

富富	青青	弘青	岡愛	青青	青青	福岩	弘青	弘青	字	弘青	第東
山山	森森	前森	崎知	森森	森森	岡手	前森	前森	都木	前森	一京
楠	菊池	加鹽	大橋	井深	赤坂	山本	矢田	三浦	羽太	芳賀	長倉
謙	紫朗	直	三治	圭太郎	貞助	太三郎	昌四郎	敏郎	章	秀雄	義夫
(富山)	(青森)	(青森)	(愛知)	(青森)	(北海)	(青森)	(青森)	(青森)	(栃木)	(青森)	(靜岡)
弘青	八青	太群	第愛	本秋	弘青	弘青	函北	京東	太群	函北	小神
前森	戸森	田馬	一知	莊田	前森	前森	館道	華京	田馬	館道	田原
工藤	北村	金子	賀古	越後屋	秋元	山谷	柳田	三谷	星野	橋本	中村
正四郎	雄次郎	武雄	御蓋	新藏	庸夫	潤惠	達三郎	重文	一郎	三太郎	潔
(青森)	(青森)	(群馬)	(東京)	(秋田)	(青森)	(青森)	(北海)	(東京)	(群馬)	(北海)	(神奈)
弘青	盛岩	栃栃	弘青	本秋	弘青	豊東	秋田	札北	正東	八青	日東
前森	岡手	木木	前森	莊田	前森	山京	田田	札幌	則京	戸森	本京
久保田	木村	金田	葛西	小野崎	阿部	渡邊	山縣	第一	松田	馬場	中村
牧郎	三樹男	文平	清	宣助	辰夫	孝一	孝一	道	季五郎	正隆	男三
(青森)	(岩手)	(栃木)	(青森)	(秋田)	(青森)	(秋田)	(秋田)	(北海)	(東京)	(青森)	(和歌)

理科第二學級 (四十四名)

理科第一學級 (三十六名)

盛岩	秋田	東京	群馬	盛岩	弘青	田和	秋田	弘青	木更	都山
岡手	田泉	華京	馬前	岡手	前森	邊山	田高	前森	津白	留梨
大信田	泉	森	前原	平賀	中谷	田村	高松	鈴木	井勇	小泉
榮助(岩手)	廣(青森)	喬(東京)	勝樹(群馬)	廣一(岩手)	定義(青森)	三夫(和歌山)	雄(秋田)	政治(千葉)	千葉	靜雄(山梨)
橫濱第一	青森	神奈川	獨逸協會	同志社	弘青	盛岩	都山	第愛	築宮	青森
上郎	奧村	渡邊	馬淵	藤岡	前森	岡手	留梨	一知	館城	森齋
泰(神奈川)	兵一(青森)	安太郎(静岡)	脩(東京)	晋(岡山)	中谷	足澤	高山	壽山	菅原	秀世(青森)
					律郎(青森)	三之介(岩手)	武士(山梨)	三郎(愛知)	喜一郎(宮城)	
東北學院	岡崎	宮城	弘青	新高	都山	弘青	弘青	盛岩	大秋	高香
柏山	奧山	恒雄(宮城)	丸山	藤林	留梨	前森	前森	岡手	館田	川松
			龜久治(青森)	道三(新潟)	新田	對馬	竹谷	瀨川	杉山	佐藤
					瑛一郎(山梨)	勇三(青森)	禮司(青森)	安一郎(岩手)	一郎(秋田)	進六(香川)

文科第一學級

第二學年

(三十六名)

福島	福島	早稻	岩手	七官學校	盛岩	津三	山形	鶴山	大田	神奈川	北海道	北海道
菊池	良輝	島田	多賀義一郎(宮城)	中根忠克(青森)	牧田忠夫(岩手)	丸山博司(三重)	村上武(山形)	森島翁輝(栃木)	山口幸之助(神奈川)	山本嘉盛(北海道)	文科第二學級	太淺井
工藤	又三郎(青森)	神純一(青森)	土田榮一(東京)	林捷三(廣島)	本間有三(山形)	宮代徹(茨城)	村山殿甫(岐阜)	安田三千雄(青森)	山口壽(青森)	若林尚義(秋田)	(三十五名)	信通(石川)
穴戶	教之(山形)	鈴木隆夫(宮城)	高野德二郎(茨城)	平井保雄(北海道)	蔣苗唯儀(青森)	宮本貞樹(長野)	望月福三郎(神奈川)	梁田邦治(兵庫)	山根史郎(鳥取)	渡邊猛(福島)	磯野浩(宮城)	廣一(秋田)
米澤	宮崎	白石	東玉	北海道	弘青	長野	神奈川	東京	東京	福島	弘青	宮崎
穴戶	教之(山形)	鈴木隆夫(宮城)	高野德二郎(茨城)	平井保雄(北海道)	蔣苗唯儀(青森)	宮本貞樹(長野)	望月福三郎(神奈川)	梁田邦治(兵庫)	山根史郎(鳥取)	渡邊猛(福島)	穴水顯一(青森)	磯野浩(宮城)
山形	澤形	宮崎	東玉	北海道	弘青	長野	神奈川	東京	東京	福島	弘青	宮崎
穴戶	教之(山形)	鈴木隆夫(宮城)	高野德二郎(茨城)	平井保雄(北海道)	蔣苗唯儀(青森)	宮本貞樹(長野)	望月福三郎(神奈川)	梁田邦治(兵庫)	山根史郎(鳥取)	渡邊猛(福島)	穴水顯一(青森)	磯野浩(宮城)

新潟	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	奈良	三重	静岡	山梨	滋賀	岐阜	長野
四	三	一	四	四	三	二	二	一	三	一	二	二
一	一	一	一	三	一	一	一	二	一	一	一	二
一	三	二	三	三	二	二	二	一	四	二	一	三
五	七	三	八	一〇	四	三	五	四	八	四	四	七
三	一	一	三	四	三	二	二	二	二	一	一	三
二	一	一	二	六	二	三	三	一	二	二	三	三
一	一	三	一	一	二	一	二	二	二	二	一	一
六	二	五	六	一	七	一	三	四	三	一	三	三
一	九	八	四	二	一	三	八	八	五	五	四	〇

三、生徒本籍別表

道府縣	文			理			科			合計
	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年	
兵庫	一	二	四	一	一	一	一	一	一	九
神奈川	六	六	三	一五	一	一	一	一	二	一七
大阪	二	二	三	七	一	一	一	一	一	七
京都	二	一	三	六	一	一	一	一	一	七
東京	一〇	八	一三	三一	一	五	七	二	三	五四
北海道	七	五	四	一六	三	四	七	一四	一四	三〇
合計	二〇一	一七一	一七四	一八九	五六四	九三四	一八一	一八二	一八二	一三六
理科	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
甲類	四一	三六	三六	一三三	一五二	二六	二六	二六	二六	二二
乙類	四〇	三五	四四	一八九	二八七	四六	四六	四六	四六	二〇
合計	八一	七一	八〇	二二二	四三八	七二	七二	七二	七二	四二

(備考) △印ハ獨語ヲ受験外國語トシタル者ニシテ内數ヲ示ス

佐賀	鹿兒島	長崎	宮崎	熊本	大分	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	和歌山	山口
一	一	一			二	一	一	四	一	一		
				一		二		二	一	三		三
			三	一	一		一	二				三
一	一	一	三	二	三	三	二	八	二	四		六
						一				一		
							一					
				一			一		一		一	
				一		一	二		一	一	二	
一	一	一	三	三	三	四	四	八	三	五	三	六

廣島	岡山	鳥根	鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城
	一		一	三	一		八	四	一七	二	七	三
二			一		二		六	六	一七	二	七	五
一			二			一	八	一	二二	一	四	一
三	一		四	三	三	一	二三	一一	五五	五	一八	九
一	一		一				一二	四	一四	二	七	三
一		一		一			六	一	一七	二	三	五
	一			一		一	七	一	二五	七		一
二	二	一	一	二		一	二五	六	五六	一一	一〇	九
五	三	一	五	五	三	二	四七	一七	一一一	一六	二八	一八

計 一二〇 一〇三 一〇七 三三二 八一 七二 八〇 二三二 五六四

四、入學志願者、受験者ニ限ル入學者學歷調

種別	文		理		科		合計
	志願者	入學者	志願者	入學者	志願者	入學者	
中學第四學年修了者	一一四	二〇	一一二	一三	二二六	三三三	一四、六〇
中大正十三年卒業者	一一六	三三	一一一	二七	二二七	六〇	二六、四三
學全十二年卒業者	九六	三五	六三	一五	一五九	五〇	三一、三八
校全十一年卒業者	三四	一四	三二	一〇	六六	二四	三六、三六
卒全十年卒業者	一四	一	一〇	三	二四	四	一六、六七
業全九年前卒業者	八	五	四	三	一二	八	六六、六七
者計	三八二	一〇八	三三二	七一	七一四	一七九	二五、〇七
檢定試驗合格者	二	一	一	一	三	二	六六、六七

高等學校高等科入學ニ關シ指定シタルモノ
 一般專門學校入學ニ關シ中學校卒業同等以上ニ指定シタルモノ

總計 三八四 一〇九 三三三 七二 七二七 一八一 二五、二四

(備考) 本表入學志願者ノ外出願後缺席不受驗ノ者ハ文科甲類八九名同乙類二三名理科甲類三二名同乙類七三名計二一七名アリ

五、生徒及入學者並卒業者年齢調

種別	最高		低		平均	
	文科	理科	文科	理科	文科	理科
入學者	二六、〇六	二六、〇四	一六、〇三	一六、〇三	一九、〇一	一九、〇三
第一學年	二六、〇六	二六、〇四	一六、〇三	一六、〇三	一九、〇二	一九、〇五
第二學年	二九、〇二	二五、〇〇	一七、〇三	一七、〇九	二〇、〇四	二〇、〇五
第三學年	二六、〇四	二八、〇六	一八、〇五	一八、〇三	二一、〇四	二一、〇四
卒業者	二八、〇〇	二五、〇八	一九、〇二	一九、〇四	二二、〇六	二一、〇九

六、大正十三年卒業者狀況調

種別	卒業者		合計	
	文科	理科	文科	理科
甲類	一〇七	一〇七	二一四	二一四
乙類	一〇七	一〇七	二一四	二一四
合計	二一四	二一四	四二八	四二八

七、卒業者氏名 (五十音順)

(氏名ノ上段ハ在籍大學學部略稱下段ハ本籍府縣名)

第一回(大正十三年三月)卒業

(一三六名)

文科甲類 (六十五名)

東法 淺野 宏(茨城)	京法 秋林 正次郎(秋田)	京法 相内 禎介(青森)
東文 淺井 勝彦(埼玉)	京文 伊藤 武二(秋田)	京經 伊藤 義(福岡)
東文 伊藤 泰司(千葉)	東文 石神 正(北海)	池田 健三(青森)
京法 伊藤 昇弼(青森)	東文 石田 雄一(栃木)	京經 伊藤 聰(岩手)
東文 宇佐 美毅(山形)	太田 熙(北海)	東經 小川 八郎(千葉)
東經 小木 孝次(石川)	京法 大里 國孝(東京)	京文 岡本 巖(岐阜)
京法 加藤 秀男(東京)	東文 加藤 虎太(山形)	京文 河崎 長(京都)
東文 金子 直衛(長野)	京法 河村 義光(山口)	東經 鹿野 醇(宮城)
東文 勝山 數麿(福井)	東經 齋藤 進次(東京)	京經 佐藤 三朔(群馬)
東文 志田 不動麿(北海)	白井 八洲雄(福岡)	京法 島津 政雄(山形)

文科乙類 (二十九名)

京法 清水 滋(福井)	京法 鈴木 英一郎(愛知)	東文 館山 一(青森)
東經 高橋 英夫(青森)	京經 竹内 平藏(秋田)	京法 津末 健兒(福岡)
東經 戸崎 友則(秋田)	京經 夏堀 正三(青森)	東經 中村 吉良(山形)
新醫 奈良 太二郎(青森)	京文 西部 是正(北海)	京法 野松 茂(富山)
東經 長谷川 豊(青森)	東法 芳賀 四郎(北海)	東經 萩野 剛一(和歌山)
京文 林 亮天(長野)	平山 寅次郎(秋田)	東經 堀田 小三郎(愛知)
北條 新次郎(兵庫)	東法 松村 村松(埼玉)	京法 松原 哲郎(北海)
京法 町田 貞夫(北海)	東經 三代川 秀夫(千葉)	東經 水野 直澄(熊本)
京文 宮川 善造(青森)	東法 村上 虎雄(秋田)	東法 山田 秋義(和歌山)
山下 竹藏(青森)	新醫 山本 一郎(北海)	東文 米山 節三(静岡)
新醫 吉田 末五郎(青森)	京經 吉岡 圭治(埼玉)	東經 森 維嘉(福岡)
京經 和賀賢治郎(秋田)	慶應 若城 隆一(青森)	

京法	秋田	達(茨城)	東法	石川寅三郎(秋田)	東法	内野仙一郎(東京)
東文	北	大鐘正義(福嶋)	東農	大栗明(栃木)	京法	小山内信一(青森)
東文	北	河井公平(東京)	東法	小瀧民之亟(栃木)	東法	澤井賢太郎(富山)
岡警	齋藤	出羽(栃木)	京法	水津征一(嶋根)	京法	田島庫治(愛知)
京法	高久	勇(福嶋)	京法	高野登美雄(北海)	京法	田村俊雄(山形)
東文	成田	昌信(青森)	東文	中村英夫(山形)	京文	根本辰(宮城)
東經	兵藤	孝(茨城)	岡警	福井元之輔(青森)	京法	松村重次(熊本)
東法	三橋	又一(青森)	京文	皆川英夫(北海)	京經	三木列次郎(兵庫)
東文	兩角	一夫(長野)	東法	柳川真文(東京)		柳澤吉太郎(秋田)
東法	横山	一郎(東京)	金醫	渡部巨(福嶋)		
理科甲類 (二十二名)						
東理	泉山	新助(青森)	東北醫	伊藤得二郎(東京)	東文	井阪清(東京)
江渡	龍彌	(青森)	東北工	小野孝一(青森)		大林一三(東京)

理科乙類 (二十名)

工	早稻田	貝原	榮(青森)	九醫	柿沼哲治(東京)	京理	加藤一男(秋田)
東北工	川島三四郎(東京)	岡警	河合忠義(岡山)	東農	岸德次(神奈)		
東北醫	北川龍藏(富山)	東農	小泉一郎(岩手)	東農	小沼信夫(北海)		
京工	阪本昇(福岡)	東理	齋藤馨(青森)	京理	田島竹介(愛知)		
東北醫	中村豊彌(青森)	東農	平山清一(千葉)	東醫	嶺脇五郎(秋田)		
東北理	幸田惣助(青森)						
理科乙類 (二十名)							
東北醫	氏家時臣(宮城)	東文	勝間田滿(静岡)	京文	檜尾直次郎(秋田)		
東北醫	勝又清一郎(秋田)	京醫	嘉ノ海武夫(兵庫)	北海醫	久保田榮(青森)		
東理	小林幸太郎(三重)	東醫	齋藤義雄(青森)		齋藤吉郎(青森)		
東農	佐藤律五郎(青森)	東北醫	瀧澤英司(栃木)	東北醫	高谷鴻一(北海)		
金醫	田中豊(北海)	東北醫	中里英夫(青森)	新醫	西村英一(青森)		
東北醫	原義男(埼玉)	東醫	松本明(青森)	東北醫	三上金三郎(青森)		

○敷地及建物

一、敷地

青森縣弘前市大字富田町字富野及青森縣中津輕郡清水村大字富田字名屋場ニ跨リ面積二萬百七十四坪外ニ官舎用敷地千百五十三坪アリ

二、建物

所用別	構造種別	建坪
本館(教室及事務室)	木造二階建	三七五
講堂及玄關	全平家建	一三六、一四
閱覽室	全	七〇
書庫	鐵筋コンクリート二階建	五〇
博物教室及實驗室	木造平家建	一六五 地下室 四、五
溫室	鐵筋硝子張	一〇

渡廊下	全	一二九、五
寄宿舍	木造二階建(六棟)	八二八
事務室	全	六二
食堂、炊事場、浴室	全 平家建	一、九二五 一六七
病室	全	一五
物置	木造 (平家)	二二
洗面所	全 (五ヶ所)	二二、五
下足場	全 (三ヶ所)	一六
便所	全 (七棟)	二八
渡廊下	全	七八
校長官舎	木造二階建	六、二五 三八
生徒監官舎	木造平家建	四〇
奏任官舎	全 (六棟)	一九〇、五

物理教室及實驗室	木造平家建	一六五
蓄電池室	全	一〇
化學教室及實驗室	全	一六五
硫化水素室	全	五
藥品庫	煉瓦造平家建	五
生徒扣所及銃器庫	木造平家建	一二六
生徒昇降口	全	一四
雨天體操場	全	一二〇
劍道柔道場	全	九六
生徒集會所	木造二階建	六三、七八
宿直室及小使室	全 二階家建	一四
倉庫	全 平家建(二棟)	五五
便所	全 (三棟)	一六

判任官舎全
附屬物置全

(二棟)
(九棟)

四〇
二二、五

○關係法令

一、高等學校令

大正七年十二月六日
勅令第三百八十九號

- 第一條 高等學校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ充實ニカムヘキモノトス
- 第二條 高等學校ハ官立、公立、又ハ私立トス
- 第三條 高等學校ヲ設立スルコトヲ得ル公共團體ハ北海道及府縣トス
- 第四條 私立高等學校ハ財團法人タルコトヲ要ス但シ特別ノ必要ニ因リ學校經營ノミヲ目的トスル財團法人ガ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第五條 前條ノ財團法人ハ高等學校ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少クトモ高等學校ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル基本財産ヲ有スル事ヲ要ス但シ其ノ基本財産ノ額ハ五十萬圓ヲ下ルコトヲ得

ス基本財産中前項ニ該當スルモノハ現金又ハ國債證券其ノ他文部大臣ノ定ムル有價證券トシ之ヲ供託スヘシ

第六條 公立及私立ノ高等學校ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第七條 高等學校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年トス高等學校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得

第八條 高等學校ノ高等科ヲ分チテ文科及理科トス

第九條 高等學校ニハ高等科ヲ卒リタル者ノ爲ニ專攻科ヲ置クコトヲ得其ノ修業年限ハ一年トス

專攻科ヲ卒リタル者ハ得業士ト稱スルコトヲ得
專攻科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 高等學校ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得但シ第七條第二項ノ高等學校ニ付テハ此ノ限ニアラス

高等學校豫科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一條 高等學校尋常科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校豫科ヲ修了シタル者尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第十二條 高等學校高等科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校尋常科ヲ終了シタル者中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第十三條 高等學校ノ生徒定數ハ高等科四百八十人以内尋常科三百二十人以内トシ第七條第二項ノ高等學校ニ在リテハ專攻科ヲ除キ六百人以内トス

第十四條 高等學校ニ於テハ同科同學年ノ生徒ヲ以テ學級ヲ編制スベシ
一學級ノ生徒定數ハ四十人以内トス

第十五條 高等學校ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ學科目ノ種類ニ從ヒ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第十六條 高等學校ノ教員ハ文部大臣ノ授與シタル高等學校教員免許狀ヲ有スル者タルコトヲ要ス

但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

高等學校教員免許狀ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十七條 高等學校ノ設備、編制、學科目及其ノ程度、教科書並生徒ノ入學、退學及懲戒、授業料入學料等ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十八條 公立及私立ノ高等學校ハ文部大臣ノ監督ニ屬ス

第十九條 文部大臣ハ公立及私立ノ高等學校ニ對シ報告ヲ徵シ檢閲ヲ行ヒ其他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 本令ニ依ラサル學校ハ勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク

ノ外高等學校ト稱シ又ハ其ノ名稱ニ高等學校タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十七年勅令第七十五號高等學校令高等中學校令ハ之ヲ廢止ス

舊令ニ依ル高等學校ハ之ヲ本令ニ依ル高等學校トス

前項ノ高等學校ニハ當分ノ内第十三條ノ規定ヲ適用セス

高等學校大學豫科ハ大正十年八月三十一日マテ之ヲ存置ス

二、高等學校規程

大正八年三月廿九日
文部省令第八號

第一章 學科課程及教科書

第一節 尋常科

第一條 尋常科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、外國語、歷史、地理、數學、博物、物

理及化學、圖畫、唱歌、體操トス
外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

第二條 各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	一	一	一	一
國語及漢文	八	八	六	六
外國語	六	七	七	七
歷史、地理	三	三	三	三
數學	四	四	五	四
博物	二	二	二	二
物理及化學			二	四
圖畫	一	一	一	一

計	唱	體
	歌	操
二九	一	三
三〇	一	三
三〇		三
三一		三

體操ハ前表ノ教授時數ヲ三時以內増加シテ之ヲ課スルコトヲ得

第三條 中學校ノ學科目ノ程度ニ關スル中學校令施行規則ノ規定ハ尋常科ニ關シ之ヲ準用ス

第二節 高等科

第四條 高等科文科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、歷史、地理、哲學概說、心理及論理、法制及經濟、數學、自然科學、體操トス
高等科理科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、數學、物理、化學、植物及動物、礦物及地質、心理、法制及經濟、圖畫、體操トス
外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

第二外國語ハ隨意科目トス

第五條 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ趣旨ニ基キ道德上ノ思想及情操ヲ養成シ實踐躬行ヲ獎勵スルヲ以テ要旨トス
修身ハ道德ノ要領ヲ授ケ國家、社會、家族ニ對スル責務並人格修養ニ關シ必要ナル事項ヲ知ラシメ特ニ我國民道德ヲ會得シ其ノ實行ニ努メシムヘシ

第六條 國語及漢文ハ言語文章ヲ了解シ正確且ツ自由ニ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得シメ智徳ヲ啓發シ文學上ノ趣味ヲ養フヲ以テ要旨トス
國語及漢文ハ文科ニ在リテハ近世、近古及中古ノ國文ヲ授ケ進ミテ上古文ノ一般ニ及ホシ又普通ノ漢文ヲ講讀セシメ國語文法及國文學史ノ大要ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ
理科ニ在リテハ近世及近古ノ國文並ニ普通ノ漢文ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ

第七條 外國語ハ英語、獨語又ハ佛語ヲ了解シ且ツ之ニ依リテ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得シメ兼テ智徳ノ増進ニ資スルヲ以テ要旨トス

外國語ハ發音、綴字、讀方、譯解、話方、作文、書取及文法ヲ授クヘシ
第八條 歴史ハ重要ナル古今ノ事蹟ヲ知ラシメ邦國ノ盛衰、文化ノ發達ヲ理會セシメ特ニ我國運發展ノ由來、國體ノ特異ナル所以ヲ明ニシ國民性格ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

歴史ハ日本歴史、東洋歴史及西洋歴史ヲ授クヘシ
第九條 地理ハ我國及重ナル世界各國ノ現狀ヲ知ラシムルヲ以テ要旨トス

地理ハ我國及諸外國ノ政治經濟等ニ關スル地理上ノ知識ヲ授クヘシ
第十條 哲學概說ハ思想界ニ關スル知識ヲ與ヘ哲學ノ概念ヲ會得セシムルヲ以テ要旨トス

哲學概說ハ東洋及西洋ノ哲學、宗教等ニ就キテ其ノ大要ヲ授クヘシ

第十一條 心理及論理ハ心意ニ關スル知識ヲ得シメ思考ヲ鍛練セシムルヲ以テ要旨トス

心理及論理ハ各種ノ精神作用、思考ノ原則及其ノ方法ノ概要ヲ授クヘシ

第十二條 數學ハ數理ヲ會得セシメ計算應用ニ熟セシメ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

數學ハ文科ニ在リテハ數學諸論ノ大要ヲ授ケ理科ニ在リテハ代數、立體幾何、三角法、初等解拆幾何、初等微分積分及初等力學ヲ授クベシ

第十三條 自然科學ハ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理解セシムルヲ以テ要旨トス

自然科學ハ生物、地質、物理、化學等ニ關スル主要ナル事項ヲ授クヘシ

第十四條 物理、化學ハ自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理解セシメ之カ應用ヲ示シ兼テ觀察工夫ノ力ヲ養フヲ以テ要旨トス

物理ハ力學、物性、音響、熱、光、磁氣、電氣ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ
化學ハ無機化學及有機化學ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十五條 植物及動物、礦物及地質ハ天然物ニ關スル知識ヲ與ヘ之カ應用ヲ示シ兼テ觀察ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

植物及動物ハ生物ノ形態、生理、分類、進化ニ關スル知識ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

礦物及地質ハ礦物ノ產狀、性質、用途、地球ノ構成及其變遷ニ關スル知識ヲ授ケ又便宜主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十六條 法制及經濟ハ法制及經濟ニ關スル事項ニ就キ國民生活ニ必要ナル知識ヲ得シムルヲ以テ要旨トス

法制及經濟ハ帝國憲法ノ大要及日常ノ生活ニ適切ナル法制上及經濟財政上ノ事項ヲ授クヘシ

第十七條 圖画ハ形體ヲ正確且自由ニ画クノ能力ヲ得シメ意匠ヲ練リ

思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス
 圖畫ハ自在畫、平面幾何畫、立體幾何畫ヲ授クヘシ
 第十八條 體操ハ身體ヲ健全ニシ動作ヲ敏活ナラシメ剛健ノ精神ト規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣トヲ養フヲ以テ要旨トス
 體操ハ教練及體操ヲ授クヘシ又劍道及柔道ヲ加フルコトヲ得
 第十九條 文科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年	第一學年	第二學年	第三學年
修身		一	一	一
國語及漢文		六	五	五
第一外國語		九	八	八
第二外國語		(四)	(四)	(四)

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
歷史	三	五	四
地理	二		
哲學概說			三
心理及論理		二	二
法制及經濟		二	二
數學	三		
自然科學	二	三	
體操	三	三	三
計	(三三) 二九	(三三) 二九	(三三) 二八

第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ每週教授時數ハ

第三學年數學〔二〕及圖畫〔二〕ト第三學年ノ植物及動物〔講義二實驗二〕トハ生徒ヲシテ其ノ一ヲ選擇セシムルモノトス

第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年	第一學年	第二學年	第三學年
第一外國語		一〇	九	九
第二外國語		(三)	(三)	(三)
計		三三〇 (三三)	三三一 (三四)	三三一 (三四)

第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當スルコトヲ得

第三節 專攻科

第二十一條 專攻科ノ學科目ハ左ノ學科目中ヨリ便宜選擇シテ之ヲ定ムヘシ

國語、漢文、支那時文、外國語、史學、哲學、倫理學、社會學、法律學、政治學、經濟學、數學、物理學、化學、植物學、動物學、礦物學、地質學、天文學、氣象學、應用化學、機械工學、實業ニ關スル科目等

第四節 教授上ノ注意

第二十二條 高等學校ニ於テハ高等學校令第一條ノ趣旨ニ依リ生徒ヲ教育シ殊ニ國民道德ノ充實ニ關聯セル事項ハ何レノ學科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授セムコトヲ要ス

各學科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益セムコトヲ要ス

第五節 教科書

第二十三條 高等學校ノ教科書ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學校長之ヲ定ムヘシ但シ文部大臣ノ檢定ヲ經タル中學校教科書ヲ尋常科ノ教科書トシテ使用スル場合ニ於テハ認可ヲ要セス

第二章 學年、教授日數及式日

第二十四條 學年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス但シ九月一日ヨリ翌年八月三十一日迄ト爲スコトヲ得

第二十五條 教授日數ハ尋常科ニ在リテハ每學年二百二十日以上高等科ニ在リテハ每學年二百日以上專攻科ニ在リテハ百九十日以上トス但シ次條ノ場合及特別ノ事情ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニアラス試験及修學旅行ニ充ツル日數ハ前項ノ日數ニ算入セス

第二十六條 傳染病豫防ノ爲必要ナルトキ其ノ他非常變災アルトキハ臨時休業ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 紀元節、天長節、祝日及一月一日ニハ職員及生徒學校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行フヘシ

第三章 編制

第二十八條 尋常科ニ於テ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得ル場合ニ關シテハ中學校ニ關スル規定ヲ準用ス

高等科ニ於テハ國語及漢文、外國語、數學ヲ教授スル場合ヲ除ク外、文部大臣ノ認可ヲ受ケ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第二十九條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ教員並專任教員及兼任教員ノ割合ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第三十條 公立又ハ私立ノ高等學校高等科ニ於テ劍道又ハ柔道ノ教授ヲ擔任スル教員ハ前條ノ定數以外トス

第四章 設備

第三十一條 高等學校ニ於テハ校地、校舍、體操場及校具ヲ備フヘシ

第三十二條 校地ハ學校ノ規模ニ適應セル面積ヲ有シ且道德上及衛生上害ナキ所タルヘシ

第三十三條 校舍ニハ授室、事務室其ノ他必要ナル實驗室、圖書室、器械室、標本室等ヲ備フヘシ

校舍ハ教授上、及衛生上、管理上適當ニシテ堅牢ナルコトヲ要ス

第三十四條 校具ハ教授上必要ナル圖書、機械、器具、標本、模型等トス

第三十五條 高等學校ニ於テハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外左ノ表簿ヲ備フヘシ

- 一、學則、日課表、及教科用圖書配當表
- 二、職員ノ名簿及履歷書並擔任學科目及時間表
- 三、生徒學籍簿、出席簿、身體檢查ニ關スル表簿及入營延期又ハ徵兵猶豫ニ關スル書類

四、試驗ノ問題、答案及成績表

五、資産原簿、出納簿、經費ノ豫算決算ニ關スル帳簿及圖書、機械、器具、標本、模型ノ目錄

生徒ノ學籍簿ニハ生徒ノ氏名、族籍、居所、生年月日、入學前ノ學歷、入學退學ノ年月日及其ノ學年、卒業ノ年月日、入學試驗ノ有無、轉學退學ノ事由、徵兵事故、保證人ノ氏名及居所等ヲ記載スヘシ

第五章 設立及廢止

第三十六條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ設立ニ付認可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

- 一、名稱
- 二、高等學校令第七條ノ事項
- 三、學則
- 四、各科ノ生徒定數

五、位置及校地

六、校舍ノ圖面及建設ノ設計

七、開校ノ期日

八、經費及維持ノ方法

前項第五號ニ關シテハ校地ノ地質及面積並附近ノ情況ヲ記載シタル圖面及飲料水ノ定性分拆表ヲ添付スヘシ

第一項各號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三十七條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ廢止ニ付キ認可ヲ受ケムトスルトキハ其ノ事由及生徒ノ處分方法ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

第六章 入學、在學、休學、退學及懲戒

第三十八條 生徒ヲ入學セシムベキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス

第三十九條 當該高等學校ノ豫科ヲ修了シタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先チ之ヲ尋常科ニ入學セシムヘシ

第四十條 他ノ高等學校又ハ中學校ノ豫科ヲ修了シタル者及高等學校

ニ於テ國語、算術、日本歴史、地理、理科ニ就キ尋常小學校卒業程度ニ依リ行フ試験ニ合格シタル者ハ尋常科ノ入學ニ關シ尋常小學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

當該高等學校ノ豫科ヲ修了シタル者以外ノ入學志願者ノ數尋常科ニ入學セシムヘキ人員ニ超越スルトキハ尋常小學校卒業ノ程度ニ依ル試験ニ依リテ入學者ヲ選抜スヘシ

第四十一條 尋常科第二學年以上ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

前項入學者學力ハ前各學年ノ程度ニ於テ其ノ各學科目ニ就キ試験ニ依リテ之ヲ檢定スヘシ

第四十二條 當該高等學校尋常科ヲ修了シタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ

先チ之ヲ高等科ニ入學セシムヘシ

第四十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ高等科ノ入學ニ關シ中學校

第四學年ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

一、他ノ高等學校尋常科ヲ修了シタル者

二、高等學校高等科入學資格試験ニ合格シタル者

三、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

四、文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シ指定シタル者

五、文部大臣ニ於テ一般ノ專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者

前項ノ資格試験ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十四條 當該高等學校尋常科ヲ修了シタル者以外ノ入學志願者ノ

數高等科各科ニ入學セシムヘキ人員ニ超過スルトキハ中學校第四學

年修了ノ程度ニ依ル試験ニ依リテ入學者ヲ選拔スヘシ但シ無試験檢

定ヲ行ヒテ入學者ヲ定ムルコトヲ得

第四十五條 高等學校ニ於テハ入學志願者ニ對シテ體格検査ヲ行ヒ之

ニ合格シタル者ニ限リ入學セシムヘシ但シ當該學校ニ於テ豫科ヨリ

尋常科ニ進入シ又ハ尋常科ヨリ高等科ニ進入スル者ニ關シテハ此ノ

限ニ在ラス

第四十六條 高等科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入

學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學

力ヲ有スル者タルヘシ

前項入學者ノ學力ハ前各學年ノ程度ニ於テ其ノ各學科目ニ就キ試験

ニ依リ之ヲ檢定スベシ

第四十七條 高等學校生徒ニシテ退學シタル者退學シタル時ヨリ一年

以内ニ於テ高等學校ニ入學ヲ志願シタル時ハ同一學年以下ノ學年ニ

限リ入學ヲ許可スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ退學シタル高等學校ニ再入學ヲ志願シタル者ニ限リ試験ニ依ラサルコトヲ得

第四十八條 高等學校生徒ニシテ他ノ高等學校ニ轉學ヲ志望スル者アル時ハ關係學校長ノ協議ニ依リ之ヲ許可スルコトヲ得

第四十九條 高等學校尋常科ト中學校トノ相當學年相互ノ間ニ於テハ前條ノ規定ニ準シ轉學ヲ許可スルコトヲ得

第五十條 高等學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ學業及試験ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ但シ正當事由アリテ試験ニ缺席シタル者ニ對シテハ平素ノ成績ノミヲ考查シテ之ヲ定ムルコトヲ得
試験ハ學校長ノ見込ニ依リ之ヲ行ハサルコトヲ得
第五十一條 學校長ハ一學年ノ課程ヲ修了セサル生徒ノ學年ヲ進ムルコトヲ得ス

第五十二條 學校長ハ高等學校高等科ヲ卒業シタル者ニハ卒業證書ヲ專攻科ヲ卒リタル者ニハ得業證書ヲ尋常科ヲ修了シタ者ニハ修了證書ヲ授與スベシ

第五十三條 學校長ハ正當ノ事由アリト認メタルトキハ生徒ノ休學ヲ許可スベシ

第五十四條 學校長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命ズベシ

- 一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
- 二、學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
- 三、引續一年以上缺席シタル者

四、正當ノ事由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席シタル者

五、出席常ナラザル者

第五十五條 生徒退學セムトスルトキハ學校長ノ許可ヲ受クベシ
第五十六條 學校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フ

第五十七條 高等學校ノ豫科ニ關シテハ中學校ノ豫科ニ關スル中學校

令施行規則ノ規定ヲ準用ス

第八章 雜則

第五十八條 高等學校ノ學則中ニ規定スベキ事項凡左ノ如シ

一、學年、學期及休業日ニ關スル事項

二、學科課程、教授時數ニ關スル事項

三、課程ノ修了及卒業ノ認定ニ關スル事項

四、生徒ノ入學、退學、懲戒ニ關スル事項

五、授業料、入學料等ニ關スル事項

第五十九條 私立ノ高等學校ニ關シテ文部大臣ニ提出スベキ文書ハ地方

長官ヲ經由スベシ

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

三、文部省直轄諸學校官制(抄)

明治廿六年八月廿五日 勅令第八十六號

第一條 文部省直轄諸學校ハ左ノ如シ

名稱略

第六條 文部省直轄學校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長 教授 生徒監

助教授 書記

第七條 校長ハ勅任又ハ奏任トス文部大臣ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所

屬職員ヲ監督ス

第八條 教授ハ勅任又ハ奏任トシ助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

第九條 生徒監ハ奏任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

生徒監ハ校長ノ指揮ヲ承ケ專ラ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第十條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第十二條 第六條ニ掲クル職員ノ外東京高等學校ニ教諭及助教諭ヲ置

ク教諭ハ奏任トシ助教諭ハ判任トス

尋常科生徒ノ教育ヲ掌ル

第十七條 專任教官中其ノ學校所設ノ某學科ヲ擔任スベキ者ヲ得サル

場合ニ於テハ兼任教官ヲ置キ若ハ學校長ニ於テ特ニ文部大臣ノ許可

ヲ得テ臨時ニ講師ヲ囑託シ其ノ學科ノ授業ヲ擔任セシムルコトヲ得

第十九條 文部大臣ハ校務上ノ須要ニ依リ學校ニ商議委員會ヲ設クル

コトアルベシ其ノ委員ハ文部大臣之ヲ命ス

四、文部省直轄諸學校職員定員令抄

明治卅五年三月勅令第九十九號
大正十一年四月勅令第二百四號改正
大正十二年四月勅令第六十一號改正

弘前高等學校	校長	一人	教授	三十人	助教授	五人	書記	六人
--------	----	----	----	-----	-----	----	----	----

五、直轄諸學校長職務規定

大正二年六月廿三日
文部大臣訓令

第一條 校長ハ判任官ノ進退ヲ具狀シ及高等官ノ進退ニ付意見ヲ具ヘ

テ文部大臣ニ稟申スルコトヲ得

第二條 校長事故アルトキハ文部大臣ノ許可ヲ經テ高等官ヲシテ其ノ

事務ヲ代理セシムルコトヲ得

第三條 左ノ事項ハ校長之ヲ專行スヘシ

但シ第六號及第八號ニ關シテハ處分後文部大臣ニ報告スヘシ

第一 教官ノ學科擔任及事務員ノ分課ヲ定ムルコト

第二 規則ノ施行上必要ナル細則ヲ設クルコト

- 第三 俸給月額八十五圓以下ノ雇員ノ進退ニ關スルコト
- 第四 教官以下ノ内國各地出張ニ關スルコト
- 第五 教官以下ノ除服出仕請假ニ關スルコト
- 第六 講師ノ解囑及其ノ報酬減額ニ關スルコト
- 第七 經費中ノ目ヲ流用スルコト
- 第八 三日以内ノ臨時休業ヲ爲スコト
- 第四條 前條ニ掲ケタルモノ、外ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ施行スヘシ

六、高等學校教員規程

大正八年三月廿九日
文部省令第十號

- 第一條 高等學校高等科教員免許狀ハ本令ノ定ムル所ニ依リ教員檢定ニ合格シタル者ニ之ヲ授與ス
- 第二條 第九條第二號ニ該當スル者ニシテ高等學校高等科教員養成ニ

關スル規定ニ依リ教員タルノ義務ヲ有スル者ハ教員檢定ニ合格シタル者ト看做ス文部省外國留學生規程ニ依リ高等學校高等科教員タルノ義務ヲ有スル者亦同シ

第三條 第一條ノ免許狀及中學校教員免許狀ハ當該科目ニ關シ高等學校尋常科教員免許狀タルノ効力ヲ有ス

第四條 教員檢定ハ受験者ノ學力性行身體ニ就キ之ヲ行フ

第五條 檢定ヲ爲スベキ學科目左ノ如シ

修身	國語	漢文	英語
佛語	獨語	日本史及東洋史	西洋史
地理	哲學概說	心理及論理	法制及經濟
數學	物理	化學	植物
動物	地質及礦物	圖畫	

前項ノ學科目ニ就キ試驗檢定ヲ行フ場合ニ於テ第九條第六號ノ受験

者ニ對シテハ檢定ヲ受ケムトスル學科目ニ併セ本人ノ選擇ニ依リ英語、佛語、獨語ノ中一科目ニ就キ其ノ學力ヲ試驗スルモノトス但シ本人ガ英語、佛語又ハ獨語ニ付中學校教員免許狀ヲ有スルトキ又ハ檢定ヲ受ケムトスル學科目ガ英語、佛語、獨語ノ中一ナルトキハ此ノ限リニ在ラス

第六條 試驗檢定ヲ行フ場合ニ於テハ受験者出願ノ學科目ノ試驗ニ附隨シ其ノ教授法ヲ試驗スルモノトス

第七條 試驗檢定ハ每年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試驗檢定ハ隨時之ヲ行フ

試驗檢定ノ出願期限及試驗ヲ行フベキ學科目ハ文部大臣之ヲ告示シ試驗施行ノ期日及試驗ヲ行フベキ場所ハ教員檢定委員會長之ヲ公告ス

第八條 檢定ヲ受ケムトスル者ハ願書(第一號書式)ニ左記ノ書類ヲ添ヘ

試驗檢定ニ在リテハ居所ノ地方廳ヲ經由シ無試驗檢定ニ在リテハ居住地ノ地方廳若ハ當該學校ヲ經由シ文部大臣ニ出願スベシ

- 一、履歷書(第二號書式)及卒業證書若ハ免許狀ノ寫
- 二、第九條第二號乃至第五號ニ該當スル者ニ在リテハ當該學校長ノ證明書(第三號書式)

三、醫師ノ身體檢查書(第四號書式)

地方長官又ハ當該學校長ハ本人ノ性行ニ就キ意見ヲ具申スルコトヲ要ス

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ試驗檢定ヲ受クコトヲ得

- 一、學位ヲ有スル者
- 二、大學ヲ卒業シタル者又ハ大學ニ於テ試驗ニ合格シ學士ト稱スルコトヲ得ル者
- 三、高等師範學校ヲ卒業シタル者但シ修業年限二年ノ者ヲ除ク

四、專門學校本科又ハ神宮皇學館本科ヲ卒業シタル者
五、高等學校大學豫科又ハ學習院高等科及元高等學科ヲ卒業シタル者

六、當該學科目ニ關シ中學校教員免許狀ヲ有スル者

七、外國ニ於テ高等學校ニ準スベキ學校ヲ卒業シタル者

八、外國ニ於テ大學若ハ之ニ準スベキ學校ニ入り學位若ハ卒業證書ヲ有スル者

九、五年以上大學大學豫科高等學校專門學校又ハ之ニ準スベキ學校ノ教員タリシ者

前項第九號專門學校ニ準スベキ學校ハ文部大臣之ヲ指定ス

第十條 第九條第一號第二號及第九號ニ該當スル者、高等師範學校專攻科又ハ東京高等商業學校專攻部ヲ卒業シタル者及本邦ニ於テ高等學校若ハ之ニ準スベキ學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ高等學校ニ準スベキ

キ學校ヲ卒業シ更ニ外國ニ於テ大學若ハ之ニ準スヘキ學校ニ入り學位若ハ卒業證書ヲ有スル者ハ文部大臣ノ適當ト認メタル學科目ニ關シ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得

第十一條 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケムトシタル者及試験ニ關スル規定ニ違背シタル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十二條 高等學校專攻科教員ニ付テハ免許狀ヲ要セス公立及私立ノ高等學校ニ於テ專攻科教員ヲ採用セムトスルトキハ擔任學科目、本人

ノ履歷書及戶籍抄本ヲ具シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十三條 高等學校高等科ニ於テハ教員數ノ三分ノ一以內ヲ限リ高等科教員免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ教員ニ充ツルコトヲ得

第十四條 體操ニ關シテハ高等科教員免許狀ヲ要セス

第十五條 高等學校高等科ニ於テ體操ヲ擔任スル教員ハ第十三條ノ關

係ニ付テハ高等科教員免許狀ヲ有スル者ト看做ス

第十六條 公立及私立ノ高等學校ニ於テ第十三條ノ規定ニ依リ高等科教員免許狀ヲ有セサル者ヲ教員ニ採用セムトスルトキハ擔任學科目本人ノ履歷書及戶籍抄本ヲ具シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
前項ノ規定ハ體操ヲ擔任スル教員ノ採用ニ關シ之ヲ準用ス

第十七條 高等學校尋常科ニ於テハ教員數ノ三分ノ一以內ヲ限リ第三條ノ教員免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ教員ニ充ツルコトヲ得

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ後三年間ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第十三條ノ制限ヲ超エ高等科教員免許狀ヲ有セサル者ヲ教員ニ採用スルコトヲ得

本令施行前文部省直轄學校ノ勅任又ハ奏任ノ教官タリシ者ハ高等科教員免許狀ヲ有スル者ト看做ス(書式略ス)

七、文部省直轄諸學校雇外國人ニ關スル規程

明治廿六年九月十一日
勅令第五十六號

帝國大學、官立大學及文部省直轄諸學校ニ於テ學科教授ノ必要アルトキハ帝國大學總長、官立大學長及直轄諸學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ雇外國人ヲシテ教官ノ職務ニ當ラシムルコトヲ得

八、高等學校高等科入學資格試驗規程

大正八年三月二十九日
文部省令第九號

第一條 高等學校規程第四十三條ノ高等學校高等科入學資格試驗ヲ受ケムトスル者ハ年齡滿十六年以上ノ男子ニシテ身體健全、品行方正且ツ現ニ中學校ニ在學セザル者タルベシ

第二條 高等學校高等科入學資格試驗ハ文部大臣ノ指定シタル中學校ニ於テ便宜之ヲ行フ

第三條 試驗ハ中學校第四學年マデノ必須各學科目ニ就キ第四學年修

了ノ程度ニ於テ之ヲ行フベシ

第四條 中學校ニ於テハ高等學校高等科入學資格試験ニ合格シタル者ニ合格證書ヲ交付スベシ

第五條 高等學校高等科入學資格試験ノ問題答案及成績表ハ五年以上保存スベシ

第六條 中學校ニ於テハ本令ノ試験ニ付試験手数料ヲ徴收スルコトヲ得

九、専門學校入學者檢定規程

明治卅六年三月三十一日
文部省令第十四號

第一條 専門學校ノ本科ニ入學セムトスル者ニシテ中學校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女學校ヲ卒業セザル者ハ此ノ規程ニ依リ檢定ヲ受クヘキモノトス

第二條 檢定ヲ受ケムトスル者ハ左ノ資格ヲ具備スルコトヲ要ス

一、年齢男子ハ十七歳以上女子ハ滿十六歳以上ナルコト

二、身體健全ナルコト

三、品行方正ナルコト

四、現ニ中學校若ハ高等女學校ニ在學セザルコト

第三條 檢定ヲ分テ試験檢定無試験檢定ノ二トシ試験檢定ハ官立、公立ノ中學校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女學校ニ於テ便宜之ヲ行ヒ無試験檢定ハ當該専門學校ニ於テ生徒入學ノ際之ヲ行フ

第四條 試験檢定ノ學科目及其ノ程度ハ中學校若ハ修業年限四箇年ノ高等女學校ノ各學科目及其ノ卒業ノ程度トス

但シ中學校若ハ高等女學校ニ於テ加除シ又ハ課セザルコトヲ得ル學科目ハ之ヲ省ク

第五條 官立、公立ノ中學校若ハ高等女學校ニ於テハ試験檢定ニ合格シタル者ニハ試験檢定合格證書ヲ交付スベシ

第六條 官立、公立ノ中學校若ハ高等女學校ニ於テハ試験檢定ノ問題答案及成績表ハ五箇年以上保存スベシ

第七條 官立、公立ノ中學校若ハ高等女學校ハ試験檢定手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第八條 左ニ掲クル者ハ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得

一、文部大臣ニ於テ專門學校ノ入學ニ關シ中學校若ハ(修業年限四箇年)高等女學校ノ卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ト指定シタル者

一〇、官立高等學校高等科入學者選抜試験規程

大正八年四月十九日
文部省令第十四號

第一條 入學志願者ノ數當該高等學校生徒募集人員ニ超過シタルトキハ選抜試験ヲ行フ

第二條 各高等學校ニ入學セシムベキ生徒ノ概數、選抜試験ニ關スル細目出願ノ手續等ハ其都度文部大臣之ヲ告示ス

第三條 選抜試験ノ學科目ハ中學校第四學年迄ノ必修學科目中ニ就キ之ヲ選定ス

但シ外國語ハ英語、獨語及佛語ノ中本人ヲシテ其ノ一ヲ選バシム前項ノ試験ハ中學校第四學年修了ノ程度ニ依ル

第四條 選抜試験ハ各高等學校同時ニ之ヲ行フ

第五條 入學志願者ハ其ノ入學後修業セムトスル科及類ヲ指定スヘシ指定スベキ科及類ハ左ノ如シ

- 文科 甲類 英語ヲ第一外國語トスルモノ
- 文科 乙類 獨語ヲ第一外國語トスルモノ
- 文科 丙類 佛語ヲ第一外國語トスルモノ
- 理科 甲類 英語ヲ第一外國語トスルモノ
- 理科 乙類 獨語ヲ第一外國語トスルモノ
- 理科 丙類 佛語ヲ第一外國語トスルモノ

選拔試験ノ外國語ニ英語ヲ選フ者ハ志望ノ類二箇以上同一科内ノ類ニ限ルヲ併セ指定スルコトヲ得此場合ニ於テハ其ノ志望ノ類ノ順位ヲ定ムベシ獨語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科乙類又ハ理科乙類ニ限リ佛語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科丙類又理科丙類ニ限ル

第六條 入學ヲ許可スベキ者ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ定ム

- 一、各高等學校ニ於テ各科毎ニ其ノ科ニ入學セシムベキ人員ノ總數ト同數ノ人員ヲ試験ノ成績順ニ依リ選出ス
- 二、前號ノ場合ニ於テ試験成績相同シキトキハ抽籤ニ依ル
- 三、前二號ニ依リ選出セル人員ニ就キ試験ノ成績順ニ依リ本人ノ指定スル第一ノ志望類ニ配當ス
- 四、前項ニ依リ配當ノ結果本人ノ指定スル第一志望類既ニ滿員トナリタル場合ニ於テハ更ニ成績順ニ依リ本人ノ指定スル第二以下ノ志望類ニ配當ス

五、本人ノ指定スル類悉ク滿員トナリタルトキハ入學スルコトヲ得

サルモノトス

前項ニ依リ配當ノ結果又ハ事故ノ爲入學者ニ缺員ヲ生シタルトキハ入學スルコトヲ得サリシ者ニ就キ更ニ前項ノ方法ニ依リ之ヲ補填ス

一、文部省直轄諸學校生徒ノ學校長ノ許可ナクシテ受ケタル

他ノ直轄學校入學試験無効ニ關スル規程

明治卅八年十月廿八日
文部省令第十八號

文部省直轄諸學校ノ生徒ニシテ學校長ノ許可ヲ受ケズ他ノ文部省直轄諸學校ノ入學試験ヲ受ケタルトキハ其ノ入學試験ハ無効トス

一二、文部省直轄諸學校外國人特別入學規程(抄)

明治卅四年十一月十一日
文部省令第十五號

第一條 外國人ニシテ文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラズ所定ノ學科ノ一科若クハ數科ノ教授ヲ受クントスル者ハ外務省在外公館又ハ本邦所在ノ外國公館ノ紹介アルモノニ限リ特ニ之ヲ許可ス

ルコトアルベシ

第二條 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人ハ前條ノ紹介書ヲ添ヘ帝國大學總長若ハ學校長ニ願出ヅベシ

第三條 帝國大學總長若ハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキハ相當ノ學力アリト認メタル者ニ限り之ヲ許可スベシ但シ學校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニアラズ

第四條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニシテ學科修了ノ證明書ヲ受ケムトスル者ニハ試験ノ上之ヲ附與スベシ

第五條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニハ入學試験料入學料及ビ授業料ヲ徵收セザルコトヲ得

第六條 帝國大學總長及ビ學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

一三、臺灣人、朝鮮人文部省直轄諸學校入學ハ
外國人特別入學規程準用

明治四十四年四月四日
文部省令第十六號

文部省直轄學校外國人特別入學規定ハ臺灣人若ハ朝鮮人ニ之ヲ準用ス但シ其ノ入學ニ關シテハ臺灣總督府又ハ朝鮮總督府ノ紹介ヲ要ス

(朝鮮留學生監督ノ紹介ヲ以テ總督府ノ紹介ト見做スコトニ明治四十四年十月六日官普一〇四號ヲ以テ通牒アリ)
(臺灣留學生モ監督ノ紹介ヲ以テ總督府ノ紹介ト看做スルコトニ大正元年十一月十六日普二三六號ヲ以テ通牒アリ)

一四、學生生徒兒童身體檢查規程(抄) (大正九年七月廿七日)
文部省令第十六號

第一條 學生生徒兒童身體檢查ハ毎年四月ニ於テ之ヲ施行スヘシ

但シ止ムヲ得サル場合ハ五月ニ於テ之ヲ施行スルコトヲ得
監督官廳又ハ學校長ニ於テ必要アリト認ムルトキ又ハ學校醫ニ於テ必要ト認メ學校長ノ同意ヲ得タルトキハ身體檢查ノ全部若ハ一部ヲ

臨時施行スルコトヲ得

第二條 身體検査ハ學校醫ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ

學校醫ナキ場合若ハ學校醫カ身體検査ヲ行ヒ難キ事情アルトキハ他ノ醫師ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

學校職員又ハ他ノ適當ナルモノヲシテ身體検査ノ一部ヲ助ケシムルコトヲ得

第三條 身體検査ハ左ノ項目ニ就キ施行スヘシ

- 一、發育(身長、體重、胸圍、概評)
- 二、榮養
- 三、脊柱
- 四、視力及屈折狀態
- 五、色神
- 六、眼疾

七、聽力

八、耳疾

九、齒牙

十、其他ノ疾病及異常

十一、監察ノ要否

前項目ノ外必要ト認メタル事項ハ特ニ検査ヲ行フコトヲ得
色神検査ハ在學中一回行ヒタルトキハ其ノ後之ヲ省略スルコトヲ得

第四條 身體検査ハ左ノ各號ニ準據シテ施行スヘシ

- 一、検査ノ表記ニハ度ハ尺、衡ハ貫ヲ以テ單位トシ四捨五入法ヲ用ヒテ度ハ分、衡ハ忽ニ止ムヘシ
- 二、身長ヲ測定スルニハ足袋、靴等ヲ脱セシメ兩踵ヲ密接シテ直立シ兩上肢ヲ鉛直ニ垂レ頭部ヲ正位ニ保タシムヘシ
- 三、體重ハ着衣ノ儘測定シタルトキハ其ノ着衣ノ重量ヲ全重量ヨリ

除去スヘシ

- 四、胸圍ハ起立ノ姿勢ニ於テ兩上肢ヲ自然ニ垂レシメ乳頭ノ水平線ニ沿ヒ普通呼氣ノ終レル時ヲ測定スヘシ
 - 五、發育ノ概評ハ別ニ定ムル標準ニ據リ甲、乙、丙ノ三ニ分ツモノトス
 - 六、榮養ハ甲、乙、丙ニ分チ其ノ佳良ナルヲ甲トシ不良ナルヲ丙トシ其ノ中間ナルヲ乙トス
 - 七、脊柱ハ正、左彎、右彎、前彎、後彎ヲ區別シ彎ニ就テハ凡テ其ノ凸側ニ依リテ前後左右ノ方向ヲ表示スルモノトス其ノ程度ハ之ヲ強弱ノ二種ニ區別シ自己ノ意思ニ依リ容易ニ矯正シ得ルモノヲ弱トシ然ラサルモノヲ強トス
 - 八、視力ハ萬國式試視力表ニ就キ兩眼ヲ各別ニ検査シ裸眼視力ヲ記入スヘシ
- 裸眼視力一・〇以上ナルヲ正視眼トス

屈折機ノ異常アルモノハ其ノ種別ヲ記入スヘシ

弱視、失明等モ兩眼ニツキ各別ニ記入スヘシ

九、色神ハ其ノ異常アルモノニ就キ色盲及色弱ヲ區別スヘシ

十、聽力ハ其ノ障礙ノ有無ヲ検査スヘシ

十一、齒牙ハ齲齒ニ就キ検査スヘシ

十二、其ノ他ノ疾病及異常ハ検査ノ際發見シタルモノヲ記入スヘシ殊ニ結核性疾患、腺病、肋膜炎、心臟疾患及機能障礙、貧血、脚氣、傳染性皮膚病、腺樣增殖症及扁桃腺肥大（ヘルニヤ）神經衰弱、精神障礙ニ注意スヘシ

十三、監察ノ要否ハ検査ノ結果身心ノ健康狀態不良ニシテ學校衛生

上特ニ繼續的ニ監察ヲ要スト認ムル者ヲ「要」トシ記入スルモノトス

第五條 第一條第一項ノ身體検査ヲ施行シタルトキハ其ノ結果ヲ身體検査票ニ記入シ本人同一種類ノ學校ニ在學中連年之ヲ繼續スヘシ

但程度ヲ異ニスル學科部類ヲ有スル學校ニ在リテハ其ノ部類毎ニ別票ヲ用フルモノトス

第一條第二項ノ臨時身體検査ノ際必要ト認ムル事項ヲ發見シタルトキハ之ヲ身體検査票ノ裏面ニ記入スルモノトス繼續的監察ノ場合亦同シ

他校ヨリ轉入シタル者アルトキハ學校長ハ前ノ學校ヨリ其ノ身體検査票ノ交付ヲ受ケ使用スヘシ身體検査票ハ學校長ニ於テ保管スヘシ

第六條 身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ其ノ結果ヲ本人若ハ其ノ保護者ニ示スヘシ授業免除、就學猶豫、就學免除、休學、退學又ハ治療保護矯正等ヲ要スベキモノアルトキハ本人若ハ其ノ保護者ニ對シテ特ニ注意ヲ與ヘ其ノ他必要ナル處置ヲ取ルベシ

第七條 第一條第一項ノ身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ身體検査統計表ヲ調製シ其ノ六月限り文部省直轄學校長及公立大學長ニ在

リテハ文部大臣ニ報告スヘシ

第八條 特別ノ事情アル場合ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ本令ノ身體検査ヲ行ハザルコトヲ得

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十三年文部省令第四號ハ之ヲ廢止ス

一五、發育概評決定標準(抄)

學生生徒兒童及幼兒ノ發育概評ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

一、七年ヨリ十八年マテノ男子ニ在リテハ被檢者ノ身長、體重、身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商ノ三者ガ何レモ左記發育標準表ニ照シテ當該年齡ヨリ一年々長ノ者ノ標準以上ナルヲ甲トシ、之ニ該當セスシテ一年々少ノ者ノ標準以上ナルヲ乙トシ、甲乙何レニモ該當セサル

者ヲ丙トス

二、十九年以上ノ男子ニアリテハ身長五尺三寸、體重十四貫三百匁身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商ガ二、七〇以上ナルヲ甲トシテ之ニ該當セズシテ身長五尺一寸八分體重十三貫匁身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商ガ二、五〇以上ナルヲ乙トシ、甲乙何レニモ該當セザルヲ丙トス

發育概評決定標準表

年 齡	身 體		重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商
	身	體		
十 五 年	四、八三		一〇、三三〇	二、一四
十 六 年	五、〇四		一一、八六〇	二、三五
十 七 年	五、一八		一二、八五〇	二、四八
十 八 年	五、二五		一三、五三〇	二、五八
十 九 年	五、二九		一四、〇二〇	二、六五

一六、行幸啓ノ節學生生徒敬禮方

明治四十三年八月廿六日
文部省令第十八號

一、武裝携銃ノ場合

學校長及職員ハ全隊ノ右翼ニ指揮者ハ各中隊ノ右翼ニ位置シ豫メ劔ヲ銃ニ裝セシメ前驅ノ見エタルトキ「氣ヲ付ケ」ノ號令ヲ下シ直立不動ノ姿勢ヲ取ラシム御車カ中隊ノ右翼約十歩ニ近ツキタルトキ「捧銃」ノ號令ニテ一齊ニ捧銃ヲナサシメ御車カ中隊ノ左翼約十歩ヲ過キタルトキ元ノ姿勢ニ復セシム御車カ中隊ノ左翼ヨリ通過スルトキハ學校長職員及指揮者ハ左翼ニ位置ス

二、武裝セサル場合(女生徒ヲ含ム)

學校長及職員ハ全列ノ右翼ニ指揮者ハ各組ノ右翼ニ位置シ前驅ノ見エタルトキ「氣ヲ付ケ」ノ號令ヲ下シ一齊ニ脱帽セシメ直立不動ノ姿勢ヲ取ラシム御車カ指揮者ノ前ニ達シタルトキ「禮」ノ號令ニテ敬禮セシ

ム(體ノ上部ヲ約三十度前方ニ屈シ御車ニ注目セシム)直レノ號令ニテ
元ノ姿勢ニ復セシム
御車カ組ノ左翼ヨリ通過スルトキハ學校長職員及指揮者ハ左翼ニ位
置ス

一七、高等學校高等科學力檢査規程(大正十年十一月二日發專
一三六號文部大臣達)

第一條 高等學校高等科學力檢定試驗ハ帝國大學學部又ハ官立大學ヨ
リ其ノ入學志願者ノ學力檢定試驗施行ノ通告アリタル場合ニ限リ高
等學校ニ於テ施行ス
試驗ハ二月ニ於テ之ヲ施行ス
第二條 試驗ハ高等學校高等科卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フベシ
高等學校高等科ニ入學スル資格ヲ有セザル者ニハ先ツ中學校第四學
年迄ノ必修各學科目ニ就キ第四學年修了ノ程度ニ依ル學力檢定試驗

ヲ行フベシ

第三條 試驗ヲ受ケントスル者ハ受験料金五圓ヲ納ムベシ
既納ノ受験料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス

第四條 試驗ニ合格シタル者ニハ證明書ヲ交付スベシ

附 則

大學豫科學力檢定規程ハ之ヲ廢止ス

附
錄

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、
十三、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、
二十一、
二十二、
二十三、
二十四、
二十五、
二十六、
二十七、
二十八、
二十九、
三十、
三十一、
三十二、
三十三、
三十四、
三十五、
三十六、
三十七、
三十八、
三十九、
四十、
四十一、
四十二、
四十三、
四十四、
四十五、
四十六、
四十七、
四十八、
四十九、
五十、

弘前高等學校校友會規則

第一條 本會ハ弘前高等學校校友會ト稱ス

第二條 本會ハ本校職員生徒和衷協同心身ノ向上ヲ圖リ善良ナル校風ヲ發揚スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ヲ分チテ左ノ三種トス

一、通常會員 生徒

二、特別會員 職員

三、贊助會員 本校卒業生及特ニ本校ニ縁故アルモノ

第四條 本會ニ左ノ諸部ヲ置ク

一、學藝部

一、雜誌部

一、柔道部

- 一、劍道部
- 一、弓道部
- 一、角力部
- 一、野球部
- 一、庭球部
- 一、陸上競技部
- 一、旅行部及スキー部

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會長 一名 校長ヲ推ス
- 會務ヲ總理ス
- 一、副會長 一名 特別會員中ニツキ會長之ヲ委囑ス會長ヲ補佐シ會務ヲ整理シ會長事故アルトキハ之ニ代ル
- 一、部長各部 一名 特別會員中ニツキ會長之ヲ定ム

各部ノ事務ヲ監理ス

- 一、委員 若干名 第三學期初メ通常會員中ヨリ會長之ヲ定ム
- 委員ハ其ノ部内ノ事務ヲ分掌ス
- 一、庶務委員 若干名 通常會員中ヨリ會長之ヲ定ム
- 會長ノ命ヲ受ケ庶務ニ従事ス
- 一、評議員 各學級一名 各學級通常會員中ヨリ互選シ會長之ヲ定ム
- 一、事務員 若干名 特別會員中ニツキ會長之ヲ委囑ス
- 會長ノ命ヲ受ケ庶務會計ヲ掌ル

第六條 各部々長委員ハ其ノ任期ヲ一箇年トシ每學年第三學期初メ之ヲ定ム

第七條 本會重要事件ヲ處理スル爲協議會ヲ開ク協議會ハ本會役員及各學級一名ノ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス

但議決權ヲ有スルモノハ各部委員一名及評議員トス

第八條 協議會ハ各部委員一名以上及評議員ノ三分ノ二以上出席スルニアラザレバ開クコトヲ得ズ

第九條 凡議決ハ二分ノ一以上ノ賛成アルニアラザレバ議決スルコトヲ得ス

第十條 本會會計年度ハ毎年三月一日ニ始マリ翌年二月末日終ル

第十一條 翌年度豫算案ハ各部役員ニ於テ一月中ニ作製シ會長ニ提出スベシ

第十二條 豫算會議ハ毎年二月初ニ之ヲ開ク

第十三條 通常會員ハ會費一箇年金八圓トシ第一、第二學期授業料納付ノ際金參圓宛第三學期授業料納付ノ際金貳圓ヲ徵收ス

但休學者ハ半額トス

通常會員ハ入會金トシテ入會ノ當年第一學期ニ於テ前項ノ會費ト

共ニ金貳圓ヲ納付スルモノトス

特別會員ハ相當ノ金額ヲ寄附スベキモノトス

第十四條 左ノ事項ハ協議會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

但シ決議事項ハ會長ノ認可ヲ受クベキモノトス

一、本會收入支出豫算及臨時ノ支出

一、本會規則ノ改正

一、其ノ他會長ニ於テ重要ト認メタル事項

第十五條 毎年度ノ歳入殘餘ハ之ヲ翌年度ニ繰越ス

第十六條 庶務委員ハ各部ノ提出スル決算書ニヨリ總計算報告書ヲ調

製シ翌年度ノ初ニ會長ノ承認ヲ經テ之ヲ公表ス

第十七條 各部ノ細則ハ部長及委員之ヲ定メ會長ノ認可ヲ受クベキモノトス

會計規定

第一條 現金並ニ物品ノ出納ハ事務員之ヲ掌ル

第二條 現金ハ信用アル銀行ノ預金トス

第三條 物品ノ購入又ハ修繕ヲ爲サントスルトキハ各部委員へ所定ノ請求傳票ニ品目價格等ヲ記入シ部長ノ捺印ヲ得テ事務員ニ廻付シタル後其ノ手續ヲナスベシ

第四條 會長ハ一年一回以上庶務委員ニ命シ物品ノ檢閲ヲ行フ

第五條 會長ハ時々會計事務ノ檢閲ヲナス

第六條 事務員ノ管理スル帳簿類左ノ如シ

- 一、豫算差引簿
- 一、現金出納簿
- 一、備品臺帳

第七條 各部委員ノ管理スル帳簿類左ノ如シ

- 一、豫算明細簿
- 一、備品明細簿
- 一、物品購入簿

片 5K 20

大正十三年九月十日印刷
大正十三年九月十五日發行

【非賣品】

弘前高等學校

弘前市大字相良町

印刷者 三浦吉定

弘前市大字相良町

印刷所 弘前印刷株式會社

(電話四二六番)

283
44

終

